

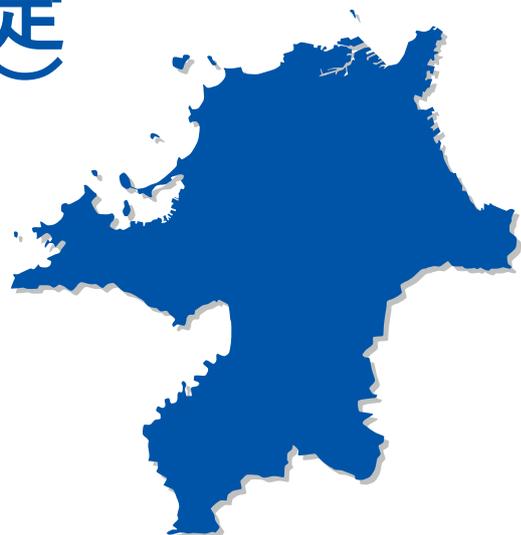
福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）

人権が尊重される

心豊かな社会の実現に向けて

2018

平成30年3月改定



基本指針の改定に当たって

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現は、私たち共通の目標です。

1948年(昭和23年)の「世界人権宣言」以来、国際連合を中心に、人権が尊重される社会の確立に向けたさまざまな取組みが進められてきました。

我が国においても、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、人権に関する制度の整備や条約の批准など、人権に関する諸施策が推進されています。

本県では、2000年(平成12年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2003年(平成15年)に本県の人権教育・啓発の基本的方向を示す「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、本県の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してきたところです。

しかしながら、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな場面で、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する偏見や差別が見られます。

また、情報化や国際化が進む中、インターネット上の人権侵害や性的少数者の人権問題が新たに顕在化するなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会状況の変化や県民意識の調査結果を踏まえ、このたび、基本指針を改定しました。

この基本指針に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない心豊かな社会を実現するため、より一層、人権教育・啓発の推進に努めてまいります。

基本指針の改定に当たり、熱心にご議論いただきました福岡県人権施策推進懇話会の皆さま、ご意見をお寄せいただいた県民の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成30年3月



福岡県知事 小川 洋

目	次
第1章 はじめに	
1 基本指針策定の趣旨	1
2 基本指針の性格	2
第2章 人権を取り巻く状況	
1 国際社会における取組み	3
2 我が国における取組み	4
3 本県における取組み	5
第3章 人権教育・啓発の基本方針	
1 基本理念	6
2 人権教育・啓発の基本的あり方	6
3 人権教育・啓発推進の考え方	6
(1) 多様な機会の提供	
(2) 効果的な手法の採用	
(3) 自主性の尊重	
第4章 人権教育・啓発の推進	
1 人権教育	
(1) 学校教育における人権教育	9
(2) 社会教育における人権教育	13
2 人権啓発	
(1) 県民に対する人権啓発	16
(2) 企業における取組み	20
3 特定職業従事者に対する取組み	22
第5章 分野別の施策の推進	
1 同和問題	23
2 女性	28
3 子ども	32
4 高齢者	36
5 障がいのある人	40
6 外国人	46
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	49
8 犯罪被害者等	53
9 インターネットによる人権侵害	56
10 性的少数者	58
11 さまざまな人権課題	60
(1) 生活困窮者等	
(2) 北朝鮮当局による拉致被害者等	
(3) その他	
第6章 推進体制等	
1 県の推進体制	63
2 国及び市町村との連携	63
3 関係団体等との連携	63
4 基本指針の見直し	63

資料

○ 用語解説	68
○ 人権関係年表	74
○ 世界人権宣言	82
○ 日本国憲法（抄）	87
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	91
○ 人権教育・啓発に関する基本計画	93
○ 福岡県人権施策推進懇話会設置要綱	130
○ 福岡県人権施策推進懇話会委員名簿	131
○ 福岡県人権教育・啓発施策策定会議設置要綱	132

第1章 はじめに

1 基本指針策定の趣旨

2000年(平成12年)に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本県の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するため、2003年(平成15年)に「福岡県人権教育・啓発基本指針」(以下「基本指針」という。)を策定しました。

本県では、この基本指針に基づき、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身に付けることを通して、*人権文化の構築と共生社会の実現に向けた人権施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が見られます。

また、基本指針の策定以降、高齢化、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化しており、さらに、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

今回、これらの人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、必要な見直しを行うものです。

一人ひとりが幸福を実感できる社会を実現するためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、自己の個性や創造性の伸長を図りつつ、社会参加や自己実現を可能にする社会的な環境や条件の整備が求められています。このため、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していくことが必要です。

この新たな基本指針及びこれに基づく実施計画により、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を、さらに総合的かつ効果的に推進していきます。

2 基本指針の性格

この基本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本県における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、次の性格を有します。

- (1) 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び国連総会における「人権教育のための国連10年」決議の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの
- (2) 「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」及び2003年(平成15年)に策定した基本指針の考え方を引き継ぎ、これまでの取組みを踏まえ、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の在り方を示すもの
- (3) 「福岡県人権問題に関する県民意識調査」等により明らかになった本県の実態を踏まえ、学校、地域、家庭、職場など社会生活の様々な局面で、それぞれのライフサイクルに応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、人権教育・啓発の中長期的な方針を示すもの
- (4) 人権が尊重される社会づくりの担い手は県民であり、行政機関、企業、民間団体等が、それぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働して、人権教育・啓発を推進するものであること

第2章 人権を取り巻く状況

1 国際社会における取組み

20世紀における二度の世界大戦の反省から、1948年(昭和23年)第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」として「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と全世界に表明しました。

以後、「世界人権宣言」の理念は、1965年(昭和40年)*「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、1966年(昭和41年)*「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)、*「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)、1979年(昭和54年)*「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、1989年(平成元年)*「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、2006年(平成18年)「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)などの採択や、1968年(昭和43年)「国際人権年」をはじめとする様々な国際年の設定を通して、実現が図られてきました。

1993年(平成5年)には、オーストリアのウィーンにおいて世界人権会議が開催され、*「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。翌1994年(平成6年)の第49回国連総会はこの経過を踏まえ、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画が示されました。

また、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が、1993年(平成5年)に創設され、2006年(平成18年)には、国連総会の下部組織として「人権理事会」が設立されました。

さらに、人権教育のための国連10年の取組みの継続を目的として、2004年(平成16年)に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、効果的な人権教育を継続して実施していくため、2005年(平成17年)から重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されています。

2 我が国における取組み

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組みを進めてきました。「人権教育のための国連 10 年」が決議されたことを受けて、1997 年(平成 9 年)に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定しました。

1996 年(平成 8 年)の*地域改善対策協議会意見具申では、「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力のもとに、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である 21 世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」と述べています。また、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」とし、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとし、この意見具申で指摘された事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997 年(平成 9 年)「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

1999 年(平成 11 年)人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を行い、2000 年(平成 12 年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が規定され、2002 年(平成 14 年)3月に、同法に基づく国の基本計画が示されました。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」(2000 年(平成 12 年))「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(2001 年(平成 13 年))、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(2006 年(平成 18 年))、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(2012 年(平成 24 年))、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2016 年(平成 28 年))、*「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(2016 年(平成 28 年))、*「部落差別の解消の推進に関する法律」(2016 年(平成 28 年))などの法律が整備されています。

3 本県における取組み

本県は、県政運営を総合的かつ計画的に実施するため、1997年(平成9年)に*「ふくおか新世紀計画」を策定しました。同計画では、「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題でもあり、ともに、豊かな県民生活を実現するための重要な課題」との認識のもとに、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、差別や偏見の解消を図る。」こととしました。

また、国の「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を踏まえ、1998年(平成10年)に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。この計画の理念である人権という普遍的な文化を構築するため、それまでの同和教育や啓発活動の成果と手法への評価を踏まえ、人権教育・啓発を進めてきました。

2004年(平成16年)に県行動計画が終了することから、その趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2003年(平成15年)に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。この基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通じた人権教育・啓発を推進しています。

さらに、*「福岡県青少年健全育成総合計画」(2013年度(平成25年度)～2017年度(平成29年度))や*「福岡県高齢者保健福祉計画(第7次)」(2015年度(平成27年度)～2017年度(平成29年度))、*「福岡県障害者福祉計画(第3期)」(2015年度(平成27年度)～2017年度(平成29年度))、*「第4次福岡県男女共同参画計画」(2016年度(平成28年度)～2020年度(平成32年度))、*「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」(2015年度(平成27年度)～2019年度(平成31年度))、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」(2016年度(平成28年度)～2020(平成32年度))などの個別計画においても、人権問題解決のための取組みを進めています。

2017年(平成29年)には、「福岡県総合計画」を新たに策定し、人権が尊重され、誰もが心豊かに暮らすことができる社会づくりを目指して、様々な施策を推進しています。

また、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネットによる人権侵害など新たに顕在化した問題についても、教育・啓発に取り組んでいます。

第3章 人権教育・啓発の基本方針

1 基本理念

“人権が尊重される心豊かな社会をつくる”

- 一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される社会を目指します。
- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する偏見や差別のない社会を目指します。

2 人権教育・啓発の基本的あり方

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と規定されています。

人権が尊重される心豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが様々な人権問題を自分の問題として捉え、問題解決のため自ら判断し、行動できるようにすることと、それを可能にする社会的な環境や条件の整備が重要です。

世界人権宣言は、前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳い、^{うた}「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する」としています。

基本的人権の尊重は、すべての人民とすべての国が達成すべき「共通の基準」とされており、基本的人権を尊重しない自由は認められていないのです。

人権教育・啓発では、人々のつながりを大切にし、自分の人権だけではなく他の人々の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち人権の共存の考え方が定着することが求められています。

一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、互いを認め合う、人権尊重の文化が県民の精神的風土として育まれるよう教育・啓発に取り組んでいくことが必要です。

3 人権教育・啓発推進の考え方

人権が尊重される社会を実現するため、「人権教育・人権啓発の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、次の考え方にに基づき、本県の人権教育・啓発を推進します。

(1) 多様な機会の提供

2016年(平成28年)に実施した「福岡県人権問題に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)では、人権に関する研修・啓発イベントへの参加や新聞、書籍、映画などでの啓発活動への接触が多い人ほど人権問題への関心が高いという結果が出

ています。(図1：人権問題に対する関心度と啓発活動への接触状況)

このことから、県民一人ひとりが人権に対する理解を深める機会が得られるよう、様々な媒体を活用した人権教育・啓発を行います。

また、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において行われる人権教育・啓発の実施主体に対して、教材、資料等の提供に努めます。

(2) 効果的な手法の採用

「県民意識調査」の結果では、年齢層により人権問題への関心度が異なっていることが分かります。(図2：関心のある人権問題＜年齢層別＞)

そのため、子どもから高齢者まで、あらゆる人々が、親しみやすく分かりやすいテーマの選択や表現方法など創意工夫を凝らして、人権教育・啓発を実施します。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からアプローチする手法と、具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする手法があり、両者があいまって人権についての理解が深まっていくと考えられることから、両者の整合性を図って推進します。

同時に、様々な個別課題への取組みの際は、一つの差別は全ての差別につながるという視点に立ち、その根底にある共通の構造を見極め、県民から幅広く理解と共感を得られるよう内容・手法を工夫し効果的に行います。

さらに、相談活動のなかで人権課題に関するニーズの把握に努め、効果的な人権教育・啓発につなげていきます。

(3) 自主性の尊重

人権尊重の精神は、県民の一人ひとりの心のあり方に密接にかかわるものであることから、人権教育・啓発は、県民の自主性を尊重し、押し付けとならないよう十分留意します。

加えて、人権問題について多種多様な意見があることを踏まえ、人権研修の場において、自由かつ率直な意見交換ができる環境づくりに努めます。

その際には、さまざまな立場の人々が活発な意見交換などを通じて、基本的人権の尊重が世界人権宣言で人類の「共通の基準」とされていることの意義を自分のものとしていくことが求められています。

図1

人権問題に対する関心度と啓発活動への接触状況

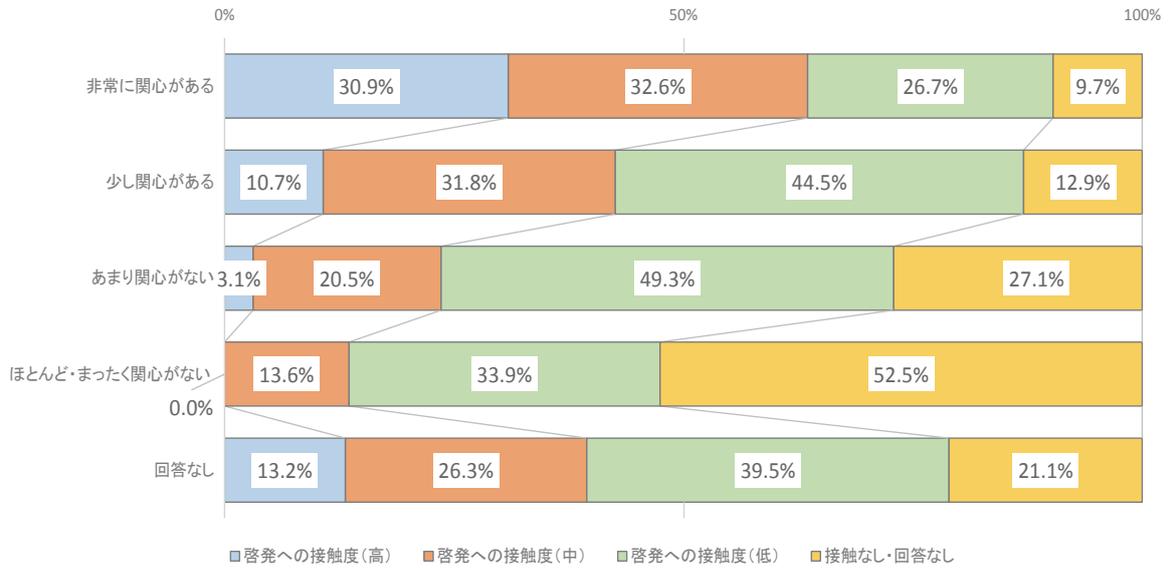
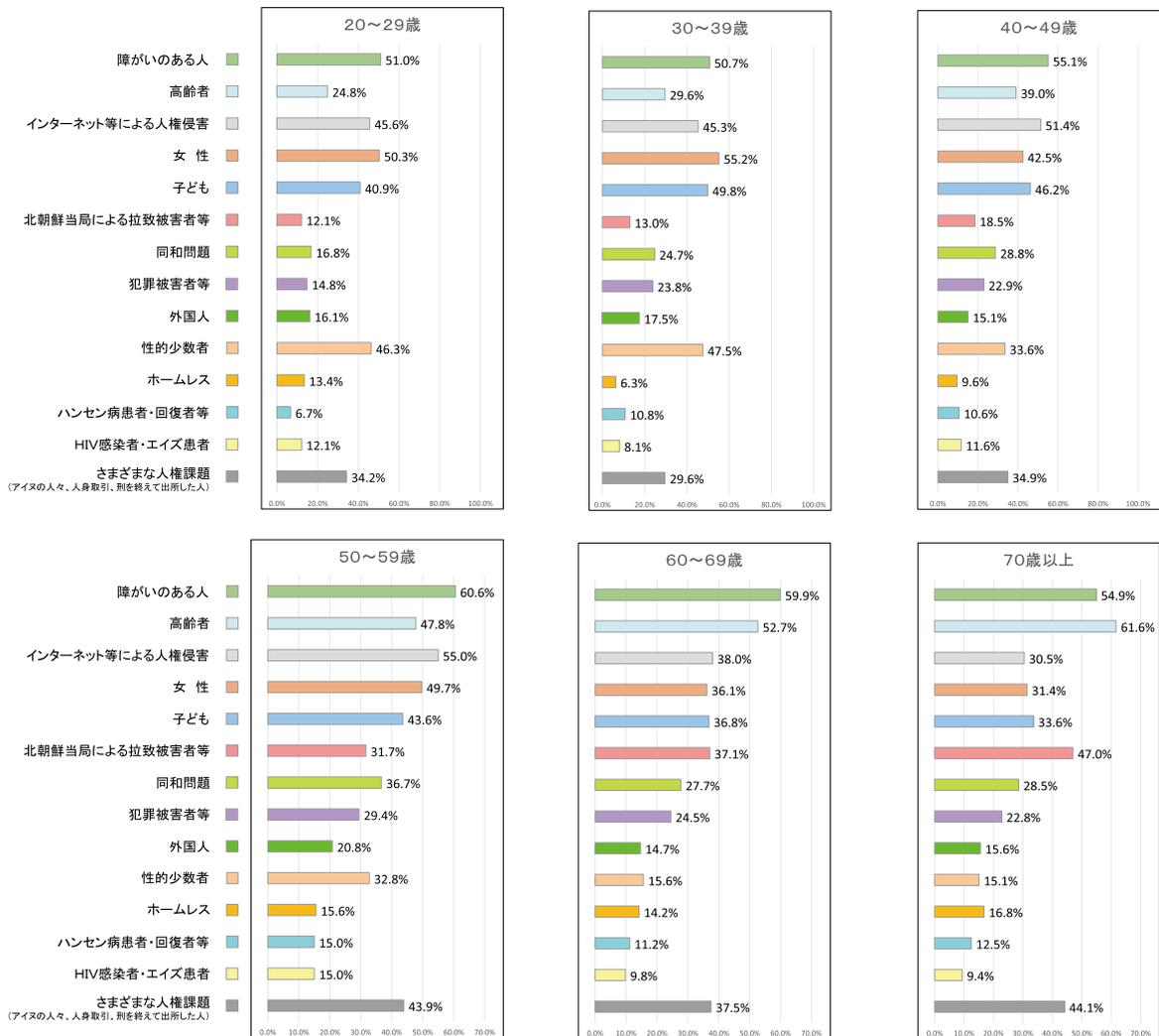


図2

関心のある人権問題(年齢層別)



第4章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育

(1) 学校教育における人権教育

ア これまでの取組み

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」を受け、2008年(平成20年)に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(以下「第三次とりまとめ」という。)を公表し、「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」ことを示しました。

本県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」(2003年(平成15年))を具体化し、学校教育における人権教育のさらなる充実を図るため、「第三次とりまとめ」をもとに「福岡県人権教育推進プラン」(2009年(平成21年))を作成しました。

その中で、人権教育を総合的・効果的に進めるために、「人権教育のための世界宣言」(2011年)等を踏まえて、下記の4つの基本的な視点を示し、就学前教育から小・中・高等学校教育を通して、児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れる、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながる人権教育を、様々な教育活動の中で推進してきました。

〔人権教育推進の基本的視点〕

- 1 全ての人が等しく学習機会を得て、自己の能力を最大限に伸ばす
(人権としての教育)
- 2 人権や人権問題について学び、理解を深める (人権についての教育)
- 3 人権が大切にされた環境で学ぶ (人権を通じての教育)
- 4 人権が大切にされる社会を目指す (人権のための教育)

イ 課題

学校においては、同和問題や障がいに関する差別発言や、インターネット上の差別的な書き込み、いじめの問題や規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題等が明らかとなっています。

加えて、スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や、差別を助長する表現等の有害な情報に児童生徒が

日常的に触れる機会の問題があります。

また、教育を受ける権利が十分に保障されていない児童生徒の実態に加え、子どもの貧困対策の推進に関する法律などの個別的な人権課題に関する法律制定の趣旨を踏まえ、教育権を保障することそのものが人権であるという認識に立ち、一人ひとりの学力と進路の保障に努める必要があります。

さらに、指導する立場である教職員自身の、より一層の人権尊重の理念の理解・体得が必要であるという実態が、各種意識調査等からも明らかになっています。

ウ 施策の方向性

「県民意識調査」の結果を見ると、人権問題についての理解を深めるに当たっては、「学校での人権教育」が効果的な方法であると回答した人が多く、今後も学校教育における人権教育の充実を図ることが必要です。

(図3：人権問題について理解を深める効果的な方法)

このため、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が、自分の人権だけでなく、他の人々の人権についても大切にし、自分らしさや能力を十分に発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身に付けることができるよう指導を更に深め充実することが重要です。

また、教職員の人権尊重の理念の理解・体得の必要があることから、児童生徒に対する確かな理解や実践的な指導力を高めるための研修の充実が求められています。

(ア) 就学前における教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。

この時期に人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要であることを踏まえ、一人ひとりの幼児の家庭環境、生活状況やその背景を十分に理解し、幼稚園や保育所などの幼児教育では、心身の調和のとれた発達の基礎を築くことができるよう支援します。

(イ) 小・中・高等学校における教育の推進

同和教育の成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、人権教育のさらなる充実という視点から、方向性と取組みを明らかにした「福岡県人権教育推進プラン[学校教育における人権教育]」に基づいた取組みを推進します。

a 人権が尊重される学校づくり

児童生徒の人権尊重の精神の育成と学力と進路の保障のために、教科等指導、生徒指導、学習指導など、学校の教育活動を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」に取り組み、一人ひとりの児童生徒が自分が大切にされていると実感できる学校づくりを推進します。

b 校内推進体制の確立と充実

学校においては、人権教育に関して指導的役割を果たす人権教育担当者を要として、全職員による効果的・効率的な役割分担のもとに、校長を中心とした推進体制の確立とその機能の充実を図ります。

人権教育の推進に当たっては、目標の設定、指導計画の作成、点検・評価などの取組みを継続して行います。

c 人権を尊重した教育活動の展開

人権尊重の精神を育成していくため、「児童の権利に関する条約」の趣旨や「第三次とりまとめ」が示す内容を踏まえて、一人ひとりの人権を尊重した教育活動を展開することが重要です。

そのため、各学校において、児童生徒の実態や地域の実情等に応じて、人権教育の充実を目指した教育課程の編成、人権尊重の精神の育成(人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成)及び学力と進路の保障(自立・自己実現を図るための支援)のための取組みを推進します。

d 効果的な教材選定・開発

教科等の授業において、児童生徒の人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育成する教材として、同和教育副読本「かがやき」、写真や動画を含むDVD版の人権教育学習教材集「あおぞら」及び「あおぞら2」の活用を推進します。

さらに、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図る効果的な学習教材等の情報収集や調査研究を行い、教材の選定・開発を行います。

e 教職員研修の充実

教職員の人権意識、人権教育に関する調査の結果等を踏まえて、経験年数や職務に応じた研修を、系統的・計画的に実施し、人権尊重の理念の理解・体得や指導力の向上に努めます。

研修の際には、教職員が一人ひとりの児童生徒の大切さを強く自覚し、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けた意志や態度、技能を身に付け、日常の実践行動につなぐことができるよう、内容の充実を図ります。

f 家庭、地域、関係諸機関との連携及び校種間の連携

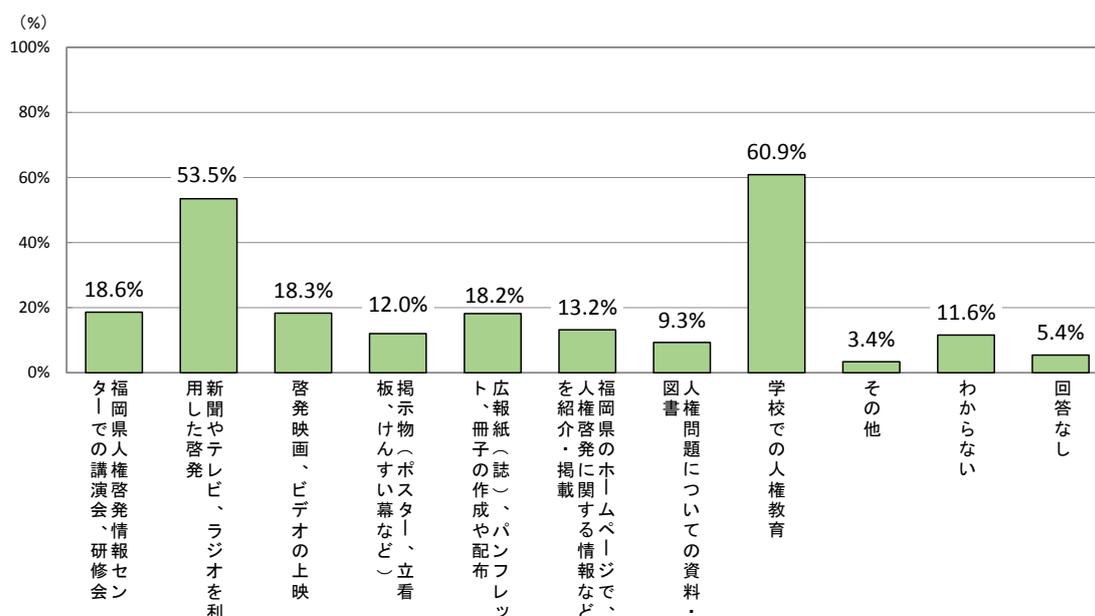
学校における人権教育は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてその効果が十分に発揮されることから、地域の実情を踏まえ、家庭、地域、関係諸機関との連携を図るとともに、小学校と中学校などの校種間の連携を図り、児童生徒の発達段階に応じた取組みを推進します。

(ウ) 大学等における教育の推進

大学等における人権教育については、自主的な取組みが期待されることであり、特に、将来、教職員をはじめとする人権にかかわりの深い特定の職業を目指す学生に対して、人権尊重の理念の理解・体得を図る講義や体験活動等の充実を図ります。

図3

人権問題について理解を深める効果的な方法



(2) 社会教育における人権教育

ア これまでの取り組み

社会教育においては、県民の身近な所での教育が重要であることから、充実した人権教育が推進されるよう、学習資料や冊子、人権教育指導者育成研修プログラムの作成・配布、人権教育・啓発担当者(以下「担当者」という。)の研修や指導者の養成等を行い、市町村教育委員会に対する支援を実施してきました。

また、各市町村においては、それぞれの実態に応じて、地域住民に対する学習会や行政区懇談会、公民館等の社会教育施設での講座、住民団体・PTA等における研修会等が、社会教育の視点に立って実施されてきました。

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する問題や、社会的な関心が高まっている人権課題等をテーマに、学習内容や方法についても体験活動や体験的参加型の手法を取り入れるなど、創意工夫した取り組みが推進されています。

イ 課題

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する偏見や差別に加え、インターネットによる人権侵害、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別、外国人に対するヘイトスピーチなどの問題が顕在化しています。

「県民意識調査」では、人権問題に「あまり関心がない」と「ほとんど・まったく関心がない」と回答した人は、合わせて約3割となっており、引き続き人権尊重の意識を高める教育が求められています。

(図4：人権問題への関心度<属性別>)

また、福岡県立社会教育総合センターが2015年度(平成27年度)に行った「幼児(3・4・5歳児)を持つ保護者の子育てに関する調査」によると、「育児上、最も配慮していること」について、「思いやり(がある子に育てる)」が約3割となっており、子どもに豊かな心を育てほしいという保護者の願いが大きいことがうかがえます。

このようなことから、社会教育については、学校外において、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開し、人権尊重精神の育成を図ることが必要です。

ウ 施策の方向性

今後の社会教育における人権教育は、子どもから高齢者までを対象に、多様な学習機会を提供し、広く県民の間に、共生の心を醸成するとともに、改めて一人ひとりが人権についての理解と知識を深め、お互いの人権を尊重する社会の実現を図ることが必要です。

さらに、個別の人権課題に関する法整備等の進展を踏まえた研修内容の充実を図るとともに、経験の浅い担当者や指導者に対する支援を充実していきます。

(ア) 家庭教育に対する支援

家庭での教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすことから、子どもたちに対して、肯定的な自己認識力の育成を図るとともに、日常生活のあらゆる場面をとらえて、偏見を持たず差別をしないことなどを体得させることが必要です。

このため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図るとともに、学校や地域と家庭が連携した活動を推進するなど、家庭での教育の支援に努めます。

(イ) 学習プログラムの開発・提供

*体験的参加型学習や参加者自らが主体的に学習内容を構築していく*参画型学習等の手法を取り入れるなど、多様な学習活動を創意工夫し、参加者のニーズに応じて、知識・態度・実践力を総合的にとらえ伸ばすことができるよう、効果的な学習プログラムの開発・提供に努めます。

(ウ) 教材・資料等の充実

人権問題に対する感性や人権への配慮が態度や行動に現れる人権感覚を育むために、人権教育を推進するための資料や冊子等の内容を充実させるとともに、鮮明なイメージで印象に残る学習効果がある視聴覚教材等の活用を図ります。

(エ) 担当者・指導者の育成

県民が人権問題を自らの課題として解決していくためには、市町村の担当者や地域において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の役割が重要であることから、その育成及び資質の向上に努めます。

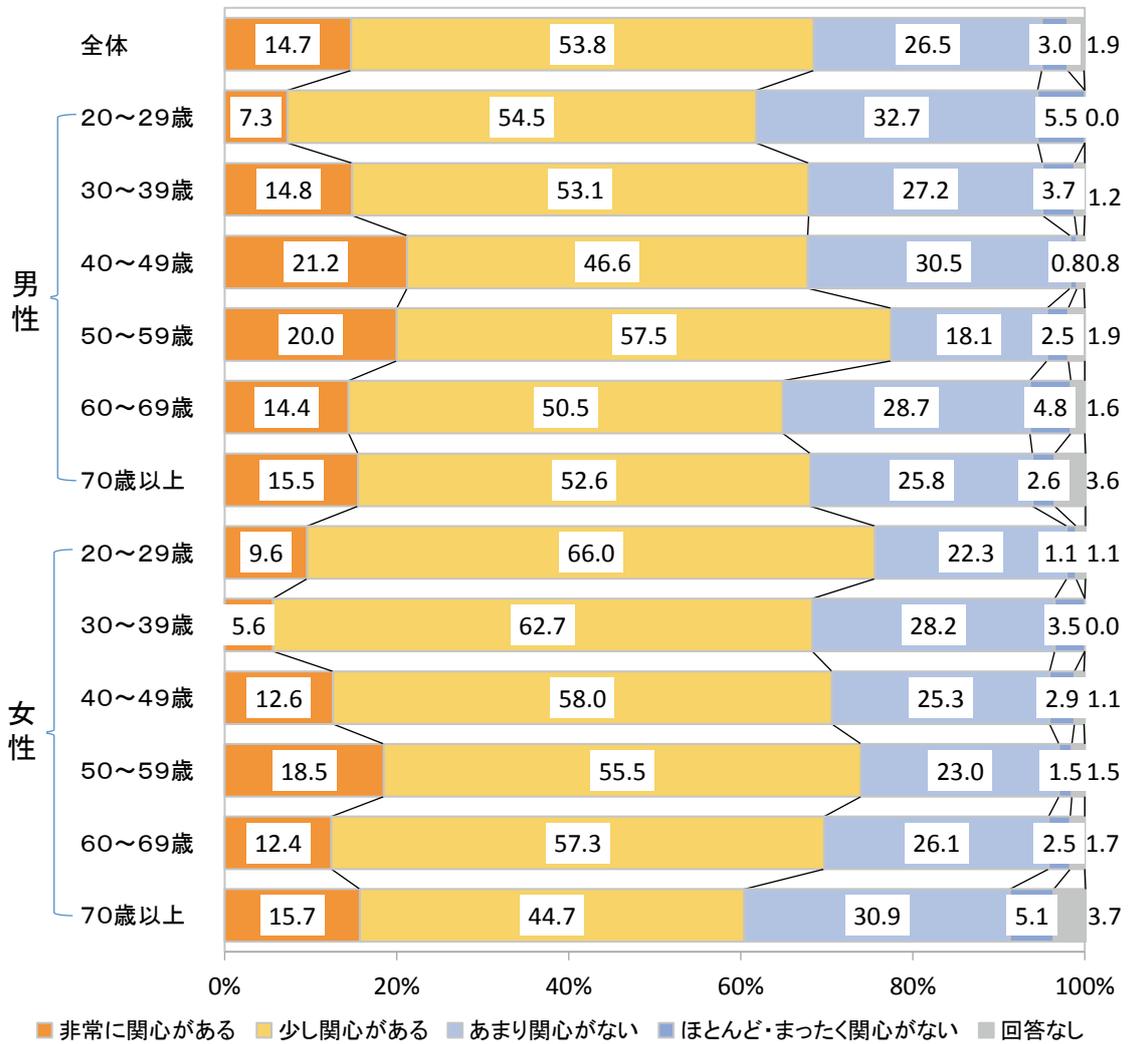
特に経験の浅い担当者や指導者に対し、研修を実施するなどの支援を図ります。

(オ) 学習機会の充実及び学校教育と社会教育の連携

公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じ、人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育と社会教育が連携し、人権を尊重するまちづくりが推進されるよう支援します。

図4

人権問題への関心度(属性別)



2 人権啓発

(1) 県民に対する人権啓発

ア これまでの取組み

国では、(公財)人権教育啓発推進センターにおいて、人権教育・啓発情報誌「アイユ」をはじめとする様々なパンフレット、冊子の作成や各種の啓発ビデオ等を制作するとともに、地方公共団体・企業等を対象とした研修やセミナーの開催などの啓発活動が実施されています。

県では、福岡県総合福祉センター(愛称「クローバープラザ」)、福岡県男女共同参画センター(愛称「あすばる」)、福岡県人権啓発情報センター(愛称「ヒューマン・アルカディア」)において、各施設のそれぞれの機能を生かし、地域福祉の向上、男女共同参画社会の形成や人権意識の高揚を目指して様々な啓発活動に取り組んでいます。

福岡県人権啓発情報センターでは、県民啓発の拠点施設として、同和問題に関する歴史や生活、文化を紹介する常設展示を行うとともに、今日的な人権課題や社会的な関心が高まっている人権問題等をテーマとした特別展を開催しています。

また、*「人権週間」や*「同和問題啓発強調月間」を中心に、街頭啓発、講演会、テレビCMや啓発ラジオ番組の放送、新聞や県広報紙等を通して、同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、性的少数者など様々な人権問題に関する啓発に努めています。

イ 課題

これまでの様々な啓発の取組みにもかかわらず、依然として、学校や地域、家庭、職場において偏見や差別が見られます。

特に、情報化の進展に伴い、電子掲示板やホームページ、メール、SNSなどに個人や団体を誹謗中傷する内容が書き込まれるなど、インターネット上の人権侵害が問題となっています。

「県民意識調査」の結果を見ると、社会の中で起こる様々な偏見や差別について、例えば、「外国人に対する差別的取扱い」を差別であるとした人が、「伝統的な男女性差意識」は差別ではないと答えるなど、個人が差別と判断する基準は一定していないことがわかります。

また、偏見や差別である事象について、「いちがいには(差別とは)いえない」と答えた人も一定数いることが明らかになっています。

さらに、「ひのえうま」の生まれということでは結婚を避けようとする風習など非科学的なものの見方、考え方が残っていることがうかがえます。

このような非科学的で不合理な慣習が、社会で共有され、私たちの判断や行動に影響を与えている精神風土が、偏見や差別を温存する土壌ともなっています。

(図5：社会の中で起こる様々な差別事象について)

「人権問題への関心度」については、全体の約3割の人が「あまり関心がない」「ほとんど・まったく関心がない」と答えています。

さらに、「人権を侵害された経験」については、4割弱の人が「何らかの人権侵害を受けた経験がある」と回答しています。

(図6：人権を侵害された経験について)

これまで、本県では、国や市町村と連携を図り、人権が尊重される社会の確立に向けて、人権啓発の取組みを進めてきました。しかし、依然として、様々な課題が残されています。

ウ 施策の基本方向

様々な人権問題を当事者の問題から自分の問題として捉えることが重要であり、自分の人権と同様に他の人々の人権を尊重する人権の共存の視点で啓発活動を推進します。

(ア) 県民に対する啓発活動の強化

「県民意識調査」の結果を見ると、人権について「あまり関心がない」「ほとんど、全く関心がない」と答えた人のうち、特に20代の男性と30代の女性の割合が高いことが注目されます。

そこで、若い世代に対し、人権問題を自分の課題として考え、理解を深められるよう、内容や手法に創意工夫を凝らして啓発を推進していきます。

また、啓発活動への接触度と人権問題への関心の高さには、はっきりとした相関関係が見られます。

人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、啓発活動の一層の充実に努めます。

(イ) 身近できめ細かな啓発活動の推進

人権という文化が、県民の精神風土として育まれるためには、家庭、学校、地域、職場における身近な問題をテーマとした啓発が大切です。

日常生活で起こる身近な問題をテーマとしながら、さまざまな啓発手法・媒体を活用して、きめ細かな啓発活動を推進します。

(ウ) 地域に密着した啓発活動の支援

人権啓発は、住民に身近な場所で、身近な問題をテーマとして行うことが効果的であることから、市町村が実施する地域に密着した啓発活動を引き続き支援します。

特に、*隣保館は、1999年(平成11年)の*人権擁護推進審議会答申にあるように、人権意識の普及と高揚を図る上で大きな役割を果たしてきました。今後も、隣保館が、地域に密着したコミュニティーセンターとして、地域社会の中で人権啓発や人権課題の解決のための相談等に積極的に取り組めるよう支援します。

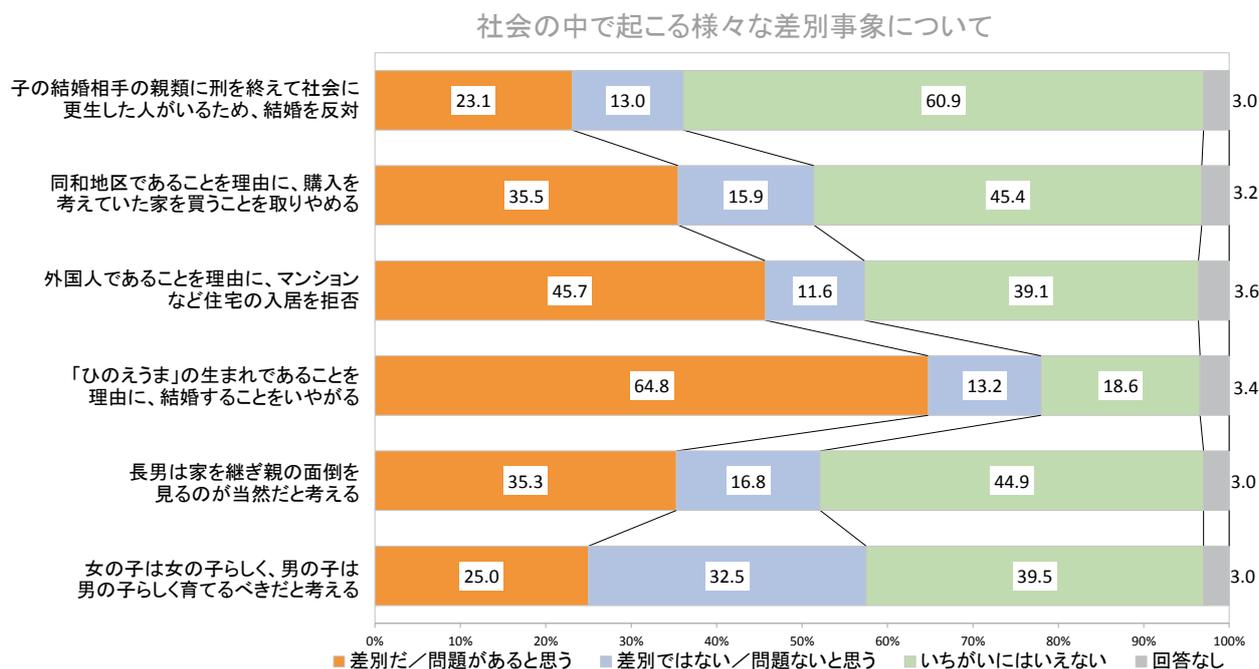
(エ) 福岡県人権啓発情報センターの充実・強化

福岡県人権啓発情報センターを1996年(平成8年)に設置し、県民啓発の拠点施設として様々な啓発事業を展開してきました。今後とも、県民啓発を担う中核として事業の一層の充実に努めます。

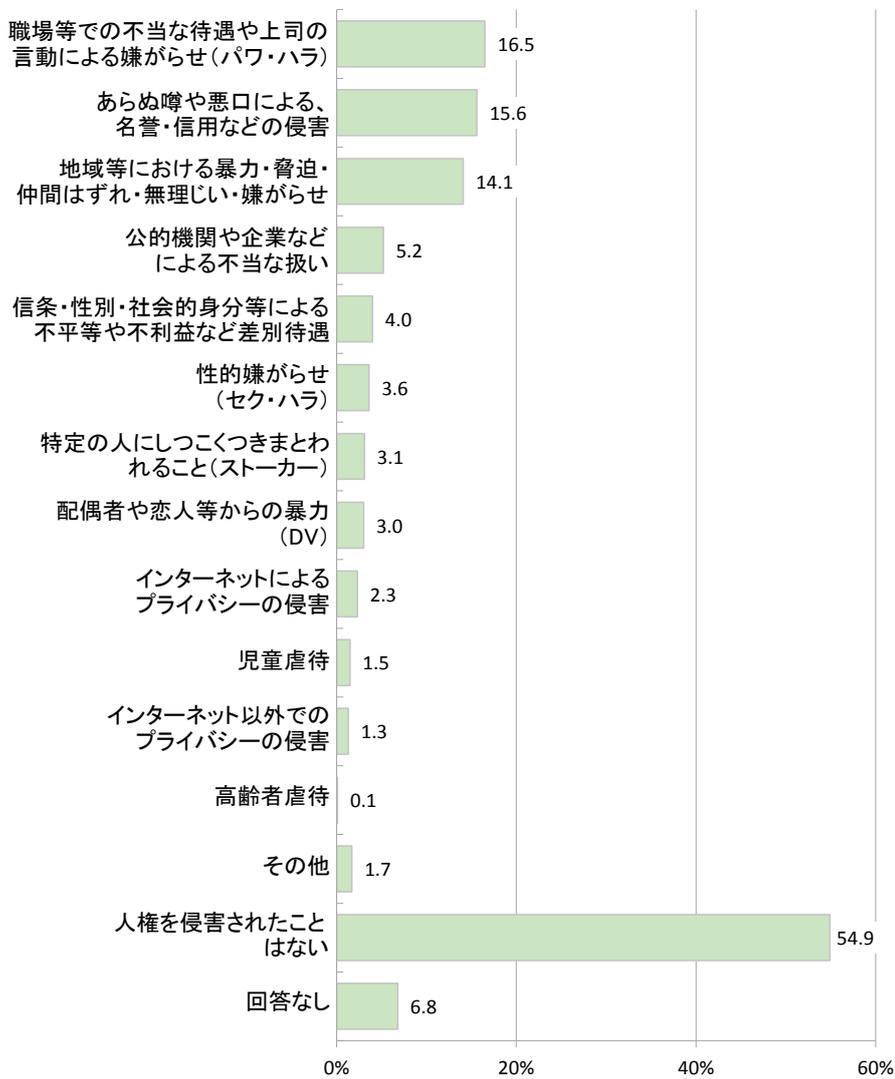
(オ) 市町村、関係団体との役割分担と連携

人権啓発を効果的に推進するために、市町村や関係団体とその役割分担を明確にし、連携を図り、整合性のある啓発活動に取り組みます。

図5



人権を侵害された経験について



(2) 企業における取組み

ア これまでの取組み

企業は、社会の一員として、顧客・従業員・株主・地域住民・社会一般に対し、社会的に責任を負っており、人権の視点で企業活動を行っていくことが求められています。

1975年(昭和50年)に発覚した*「部落地名総鑑」事件を契機として、同和問題解決のための企業の社会的責任が強く求められるようになり、「企業内同和問題研修推進員制度」(現在の*「公正採用選考人権啓発推進員制度」)が設けられました。

1999年(平成11年)には、職業安定法の改正に伴い、同法に基づく*「労働者の募集に関する指針」が示され、社会的差別の原因となる求職者等の個人情報の収集禁止や新規高等学校卒業予定者の採用選考の際の全国高等学校統一用紙の使用等が明記されました。

今日、企業における公正な採用選考及び人権・同和問題に関する研修は、「公正採用選考人権啓発推進員」を中心に取り組まれています。

国及び県においては、企業が社会的責任を自覚し、上記の推進員が人権啓発活動を円滑に推進できるよう、事業者や事業者団体を対象とする研修会の開催や啓発冊子「企業と人権—公正な採用選考—」の作成・配布、企業内研修の際の講師のあっせん、啓発ビデオ等教材の提供により支援しています。

また、仕事と子育ての両立を支援し、職場における男女共同参画を促進するほか、高齢者・障がいのある人の雇用の場の確保など人権に配慮した施策を推進しています。

イ 課題

本人の適性と能力に基づかない不適切な採用選考や、近年では、エントリーシート(インターネットによる応募入力画面を含む。)における就職差別のおそれのある項目の設定が見受けられるなど、就職における機会均等の確保は不十分な状況であり、また、障がいのある人の雇用は、徐々に改善されているものの、いまだ*法定雇用率の達成には至っていません。

さらに、賃金や昇進などの面での男女の均等な待遇の確保の問題やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、長時間労働、賃金不払残業、過労死などの問題が発生しています。

1999年(平成11年)の人権擁護推進審議会答申でも指摘されているように「企業等の事業所は、その社会的責任を自覚し、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進などの事業所内における人権の尊重を確保する」ことが引き続き重要な課題となっています。

また、組織の社会的責任に関する国際規格として、2010年(平成22年)に発行

されたISO26000(社会的責任に関する手引き)においても、中核主題の一つとして「人権」が位置づけられ、企業が社会的責任を果たすうえで考慮すべき要素とされています。

ウ 施策の基本方向

企業が社会的責任をさらに自覚し、人権を大切にする企業づくりや人権尊重の意識の高い職場づくりが進むよう、事業者や事業者団体に対する啓発に努めます。

(ア) 企業啓発の推進

「企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。」((一社)日本経済団体連合会*「企業行動憲章」)ものです。

企業は、その社会的責任を自覚し、人権に配慮した企業活動が求められています。

このため、事業者やそこで働く人々の人権意識を高め、このことが企業活動に反映されるよう、企業内で取り組まれる啓発活動に、情報や教材の提供、研修講師のあっせんを行うほか、研修担当者の資質向上のための研修を実施します。

(イ) 人権尊重の企業づくり

企業で働く一人ひとりが希望にあふれ、その能力を発揮して生き生きとして働ける職場を実現するためには、企業で働くすべての人の人権が尊重されることが必要です。

このため、人権が尊重される職場づくりに向けて自主的な取り組みが行われるよう、事業者や事業者団体に対して、様々な機会をとらえて啓発に努めます。

(ウ) 公正な採用選考の実現

公正な採用選考が実施されるためには、応募者本人の有する適性・能力を引き出し、これを有効に発揮させるという観点に立つことが必要です。

このため、職業安定法に基づく「労働者の募集に関する指針」や国、県、学校及び事業者団体等で構成する福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会における公正な採用選考に当たっての「申合せ」の周知徹底に努めます。

また、企業内の取組みの中心となる推進員の設置を促進し、事業主や人事担当責任者等に対する実効ある研修の推進等、就職の機会均等を確保するため、関係行政機関が相互に連携・協力して啓発に努めます。

3 特定職業従事者に対する取組み

人権教育・啓発の推進に当たっては、社会のあらゆる人々を対象に、あらゆる機会を通して実施していく必要があります。「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、教職員、医療関係者、福祉関係者、警察職員、公務員、マスメディア関係者等(特定職業従事者)を掲げ、これらの者に対して、人権尊重の精神を養うための研修を重点的に実施することを求めています。

これら特定職業従事者については、その職務の性質上、特に人権への配慮が必要とされ、住民から信頼されることが何よりも重要であることから、これまでも各職場や関係機関等において様々な研修が実施されてきましたが、今後も一層の充実を図ります。

その際、人権尊重の理念についての認識を高め、きめ細かな人権感覚と実践力が身に付けられるよう内容や手法を工夫し、職種や職務に応じた研修を実施します。

また、各職場や関係機関等による研修が充実したものとなるよう、情報の提供や講師の紹介等についても積極的な支援に努めます。

第5章 分野別の施策の推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

ア 現状

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題です。

国は、1965年(昭和40年)の*同和対策審議会答申を受けて、1969年(昭和44年)に同和対策事業特別措置法を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、同和対策事業を実施しました。

本県は、歴史的経緯や社会的背景を踏まえ、同和問題の解決を県政の重要課題と位置付け、国や市町村と連携し、特別措置法に基づく特別対策のほか、本県独自の施策を実施することにより、同和対策を推進し、差別の解消に向けた施策を総合的に推進してきました。

その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実な成果が見られたところです。

一方、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫のもとに推進してきましたが、地域、職場、学校などの場面において、依然として差別事象が発生しており、差別意識の解消には至っていない状況です。

特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込みや、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しています。

そうした中、2016年(平成28年)に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げ、相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定しています。

イ これまでの取組み

県民啓発の取組みとしては、「人権週間」の中での事業に加え、1981年(昭和56年)から、本県独自の取組みとして、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、市町村と一体となって各種啓発事業を実施しています。

特に、県民啓発の拠点施設である福岡県人権啓発情報センターでは、同和問題に関する常設展示や様々な人権問題に関する特別展の開催、講演等を行い、県民への各種啓発に努めてきました。

また、市町村の啓発事業に対する助成や、市町村、企業、地域で行われる人権研

修へ講師の派遣を行い、同和問題の啓発を推進しています。

1995年(平成7年)には、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚・就職に際しての部落差別事象の発生の防止を図っています。

2013年(平成25年)からは、県の入札参加資格審査において、企業の人権・同和研修への参加を評価対象とする「地域貢献活動評価制度」を実施し、研修への参加を促進しています。

さらに、不動産取引に係る同和地区照会を防止するため、2014年(平成26年)に宅地建物取引業界と連携して「宅地建物取引における人権問題について(宅地建物取引業者の皆さんへ)」を作成し、取引現場における「聞かない・教えない」ルールの徹底を図るとともに、顧客に対して理解を求めるよう促しています。

学校教育においては、これまで積み重ねてきた同和教育の取組みや、その深まりと広がり求めた実践の中で培われた成果と手法を評価しつつ、人権・同和教育の取組みとして、同和問題に対する科学的認識に基づく確かな人権意識の育成のため、児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえた系統的・発展的な取組みを進めてきました。

また、社会教育においては、人権教育指導者向け学習資料「人権教育は今 vol.2」を作成し、県内の市町村、公民館、学校等に配布するなど、多様な学習機会の提供、自主的な学習活動を促進する工夫・改善等に一層努め、同和問題を自らの課題として解決する意志と実践力を育てる取組みを進めてきました。

企業に対する取組みとしては、公正採用選考の取組みを推進し、就職に際しての部落差別事象の発生防止に努めてきました。

また、福岡労働局及びハローワークと連携し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を進め、企業における主体的な啓発活動の促進に努めてきました。

ウ 課題

県内では、差別落書き等が継続して発生しており、インターネット上では同和地区の所在地情報の流布や差別的な書き込みなどの問題が深刻化しています。

「県民意識調査」の結果では、差別意識は徐々に解消に向けて進んでいますが、依然として、同和問題について無関心・無理解層が存在しており、また、同和問題を解決するための方策について4人に1人が「そっとしておけば自然になくなる」と答えており、いわゆる「寝た子を起こすな」論も根強く見られます。

さらに、若年層を中心に同和問題に関する意識の希薄化が懸念されます。

(表1:「同和問題」についての意見)

また、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっている*「えせ同和行為」の根絶に向けて取り組む必要があります。

(2) 施策の基本方向

同和問題の解決を県政の重要な課題とし、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、教育・啓発を推進するため、以下の取組みを行います。

ア 同和問題啓発の推進

(ア) 県民に対する啓発活動の充実強化

同和問題は基本的人権にかかわる重要な問題であることから、県民一人ひとりが正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、7月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間を中心に啓発活動に取り組みます。

また、福岡県人権啓発情報センターにおいて、同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発に努めます。

特に、県民意識調査の結果から、問題意識の希薄化が懸念される若年層を対象とした啓発を推進します。

さらに、結婚及び就職の際の部落差別事象の発生防止のため、「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」の周知に努めます。

(イ) 地域における啓発活動の支援

地域に根ざしたきめ細かな啓発事業をより一層充実できるように、市町村を支援するとともに、地域で行われる啓発活動や研修について支援します。

また、隣保館が地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして人権啓発活動を推進できるよう、隣保館職員の資質向上のための各種研修を支援します。

(ウ) 企業における啓発活動の推進

企業において、積極的に啓発活動が行われるよう、事業者や事業者団体に対する啓発指導を図るとともに、公正採用選考人権啓発推進員等の制度を活用して、指導者の養成と資質の向上を図ります。

また、啓発資料の作成、提供や研修講師の派遣等を通して、企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

(エ) 相談体制の充実

隣保館職員をはじめ、市町村や県の機関で人権相談業務に従事する職員、民生委員、児童委員等を対象とした研修を実施し、同和問題をはじめとする人権問題に関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。

また、法務局、人権擁護委員と情報の共有を図り、連携を強化します。

(オ) えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向け、同和問題についての正しい理解を深める啓発に努め、法務局や警察等の関係機関との連携の強化を図ります。

イ 同和教育の推進

(ア) 学校教育

児童生徒の人権に関する知的理解の促進と人権感覚の育成を目指して、就学前・小学校・中学校・高等学校等の連携のもと、計画的・効果的な人権・同和教育を推進するため、教育活動全体を通じた取組みを進めます。その際、人権教育学習教材「かがやき」「あおぞら」や「あおぞら2」の効果的な活用を推進します。

また、学校教育において、部落差別の解消に向けた教職員の正しい認識を培う研修の充実を図るとともに、児童生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。

差別事象に関する指導等については、事実関係を丁寧に把握し、教育によって解決を図るべき課題を明らかにした上で、課題克服に向けた取組みを推進します。

(イ) 社会教育

教育の出発点となる家庭教育の重要性を認識し、乳幼児期における人権問題に対する土台づくり及び児童生徒に対する正しい人権認識を形成するために、保護者に対する学習機会や情報提供を行います。

また、効果的な学習を進めるために、知識のみならず、感性や態度・行動に現れるよう体験活動を重視した学習プログラムの開発、学習方法の工夫・改善等を進めるとともに、教育資料や視聴覚教材、ホームページなどのインターネットを通して、的確な情報提供に努力します。

市町村に対しては、人権・同和教育の推進を図るために担当者等の研修会を実施し、指導者の育成を計画的・効果的に行い、人権尊重のまちづくりへの支援を行います。

また、これまで行われてきた同和地区及びその周辺地域の住民に対する教育活動の成果を損なうことなく、地域における計画的・効果的な教育活動が行われるよう支援に努めます。

さらに、社会教育においては、特に若年層を対象とした人権研修を系統的、効果的に行うために、啓発資料の開発や学習方法の工夫・改善に努めます。

表1

「同和問題」についての意見

単位：%

	そう思う			そうは思わない			どちらともいえない			回答なし		
	2001年 (平成13年)	2011年 (平成23年)	2016年 (平成28年)									
差別を受けた話に 怒りを感じる	45.1	46.5	48.9	8.0	7.4	7.2	27.8	39.2	38.9	19.1	7.0	5.0
一部の人の問題で自分 とは関係がない	9.8	11.8	12.0	50.2	52.3	51.1	20.3	28.6	31.6	19.7	7.4	5.3
自分のできることは 真剣に取り組みたい	33.7	31.1	31.1	8.1	13.8	13.5	36.9	47.2	49.3	21.3	7.9	6.0
自分だけが反対しても 仕方がない	10.2	12.9	14.5	49.6	48.3	48.1	20.3	31.0	31.7	19.9	7.8	5.7
署名運動などに積極的 に参加する	39.2	38.2	35.1	9.4	13.6	15.6	30.8	40.6	43.7	20.7	7.6	5.7
特別な対策をすること 自体が差別だ	49.7	47.0	40.1	12.6	13.7	17.9	21.2	32.1	36.2	16.5	7.3	5.8
部落差別をするような 人は人間として失格で ある	47.6	45.7	43.7	10.7	12.2	13.9	25.1	35.7	37.4	16.6	6.4	5.0
特に意識することはない が、結婚だけは別だ	12.8	13.1	11.8	38.7	36.4	41.9	32.1	43.4	41.1	16.5	7.1	5.1

2 女性

(1) 現状と課題

ア 現状

女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」に始まり、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

国においては、1994年(平成6年)に男女共同参画推進本部が設置され、1996年(平成8年)に*「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年(平成12年)には、この法律に基づく*「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」(男女雇用機会均等法)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)などの男女共同参画社会に向けた法律や制度の整備が図られています。

女性の就業者数は増加しており、就業者全体に占める女性の割合も増加しています。一方で、妊娠・出産を機に離職する女性もいます。

県が2014年(平成26年)に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」(以下「男女共同参画社会に向けての意識調査」という。)の結果によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、反対派が増えているものの、男性の回答者においては、賛成派が過半数を占めており、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を今後も続けていく必要があります。

また、配偶者や交際相手からの暴力(*DV:ドメスティック・バイオレンス)の警察における相談等件数は2016年(平成28年)に過去最高となり、ストーカー事案や性犯罪も高水準で推移するなど、女性に対する暴力は依然として深刻な問題です。

(図7:配偶者や交際相手からの暴力(DV)事案等の相談等件数)

(図8:ストーカー事案の相談等件数)

イ これまでの取り組み

本県では、1978年(昭和53年)に「福岡県婦人関係行政推進会議」、「福岡県婦人問題懇話会」を設置し、女性問題解決に向けた取り組みを進めてきました。1980年(昭和55年)には、「婦人問題を解決するための福岡県行動計画」を策定し、以後3次にわたり計画を策定し、女性の人権尊重や地位向上及び男女共同参画社会づくりに努めてきました。

1996年(平成8年)には、男女共同参画推進の中核的機能を持つ施設として、福岡県女性総合センター(2003年(平成15年)に福岡県男女共同参画センターに名称変更)を設置し、情報の収集・提供、調査・研究の実施、相談の充実、研修の充実を図るとともに、県民の活動拠点として、男女共同参画の推進に寄与してきました。

2001年(平成13年)には、男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的とする「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、2002年(平成14年)には、「福岡県男女共同参画計画」を策定し、2005年度(平成17年度)までに県において実施すべき事項を体系化し、方向性を示しました。

また、2001年(平成13年)に、男女共同参画施策を推進するための「福岡県男女共同参画推進会議」や、県の男女共同参画に関する施策・重要事項の調査審議を行う「福岡県男女共同参画審議会」を設置しました。

2016年(平成28年)には、「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に関し、総合的、計画的に講ずべき施策について、県が実施すべき事項を体系化したところです。

さらに、同年に*「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、暴力防止に向けた啓発のほか、相談体制の整備、一時保護や自立支援の実施等、被害者に対するきめ細かな支援を推進しています。

ウ 課題

市町村における審議会等への女性の登用は年々進んできていますが、依然として地域差があるため、引き続き県内全域での取組みが必要です。

また、「男女共同参画社会に向けての意識調査」において、男女の地位の平等感については、男女ともに「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が多い状況です。

「男女雇用機会均等法」等の整備により、制度上男女間に格差を設けることは認められていませんが、男女の固定的な性別役割分担意識の存在から女性が育児・介護の大半を担っている状況もあり、昇給・昇格、役職への登用等に男女間の格差が見られます。また、女性の就業率は上昇しているものの、30代女性の就業率が低くなるいわゆる「M字カーブ」は未だに解消されていません。これらの現状を踏まえ、引き続き仕事と家庭の両立支援策の拡充が必要です。

地域の活性化には、農林水産業や商工自営業に関わる女性の活躍が欠かせません。特に、福岡県では、農業就業人口の約5割を女性が占めており、農村の活性化には女性の役割がますます重要となっています。しかしながら、方針決定の場等への女性の参画は不十分な状況です。

DVなどの暴力を容認しない社会づくりを進めるため、あらゆる世代、特に若年層への暴力防止啓発が必要です。また、女性だけでなく、男性や性的少数者など多

様なDV被害者への適切な支援が必要です。

さらに近年では、セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントも顕在化しています。

(2) 施策の基本方向

ア 男女共同参画を実現するための環境づくり

(ア) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等への女性委員の登用を推進するとともに、女性の能力を発揮するため、女性リーダーの育成に向けた研修等の取組みを推進します。

(イ) 男女共同参画に関する啓発の実施

「福岡県男女共同参画推進条例」で規定する*「男女共同参画の日」を定着させるため、幅広い層への啓発活動を実施します。

また、福岡県男女共同参画センターが実施する啓発活動・事業の充実を図ります。

(ウ) 男女共同参画教育の充実

男女共同参画と人権尊重の理念に基づく教育を進めます。教職員等の男女共同参画についての理解促進を図り、男女がともに家庭や地域を担い、社会において個性と能力を発揮するための教育を推進します。

イ 暴力を容認しない社会づくり

女性の人権を尊重するために、女性に対する暴力防止に関する理解の促進と啓発の推進を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、配偶者からの暴力防止対策及び被害者保護対策を推進します。

被害者からの相談に適切に対応できるように相談業務の充実・強化を図ります。

ウ 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

(ア) 職場における男女共同参画の推進

事業者団体等と連携し、職場において女性が能力を発揮できるよう、職場環境の整備促進を図るとともに、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む先進的な企業の事例を収集し、他企業への普及を図ります。

(イ) 男女が共に育児・介護を担う環境づくり

男女が仕事と家庭の責任を担い、育児や介護ができるよう啓発等を行うとともに、仕事と家庭の両立を支援するための環境づくりを推進します。

(ウ) 女性の再就職支援

育児等による退職後、再就職を希望する女性の就業機会の拡大を図るため、企業や労働市場のニーズを踏まえ、一人ひとりの実情に応じた適切な支援を実施します。

(エ) 農山漁村における男女共同参画社会づくりの推進

農山漁村の女性が、男性と共に積極的に参画できる社会を実現するため、女性が農林水産業経営や地域の方針決定の場へ参加するための環境づくりを支援します。

図7

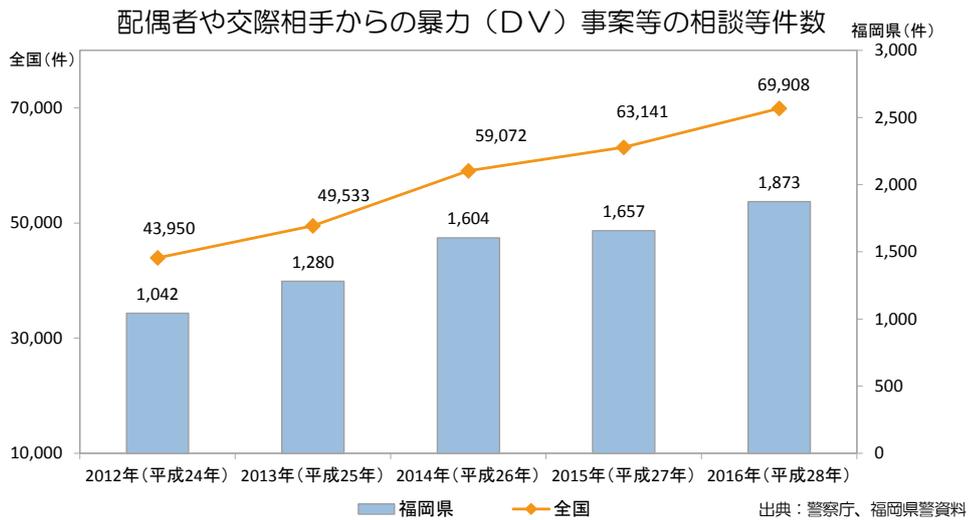
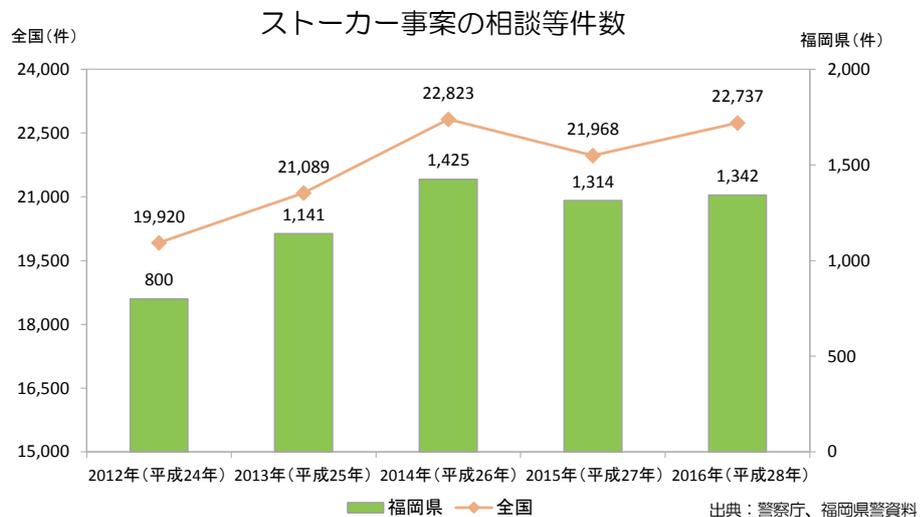


図8



3 子ども

(1) 現状と課題

ア 現状

子どもは、人格を持った一人の人間として、尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが必要です。

国は、日本国憲法の理念に基づき、1947年(昭和22年)に「児童福祉法」を、1951年(昭和26年)には、*「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。

また、1994年(平成6年)には「児童の権利に関する条約」を批准し、「児童の最善の利益が主として考慮される」という条約の精神に沿って、1998年(平成10年)に児童福祉法を改正しました。1999年(平成11年)には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000年(平成12年)には、「児童虐待の防止等に関する法律」、2013年(平成25年)には、「いじめ防止対策推進法」を制定し、さらに2017年(平成29年)には、「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するなど関係法令等を整備してきました。

このように、子どもの人権尊重の動きが進む一方、虐待、いじめ、体罰などの子どもの人権侵害が深刻化しており、子どもが被害者となる事件や自殺等が社会問題化しています。また、覚せい剤や大麻等の薬物乱用、有害情報の氾濫や性的商品化といった子どもの心身をむしばむ社会現象も見られます。

このほか、スマートフォン等の携帯端末の普及に伴い、子どもが簡単にインターネット上の有害情報にアクセスできる状況となっています。また、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)を介在したいじめ、性的犯罪の被害などの問題が起きています。

イ これまでの取組み

本県では、1983年(昭和58年)に設置した「福岡県青少年健全育成対策推進本部」のもと、1992年(平成4年)に、「福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)」を策定し、社会状況の変化などを踏まえた改定を行い、青少年の健全育成に総合的に取り組んでいます。

また、1995年(平成7年)には、「福岡県青少年健全育成条例」を制定し、青少年にとって良好な環境の整備や、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止に取り組み、青少年の健全な育成を図ってきました。

さらに1997年(平成9年)に策定した*「福岡県児童育成計画」や「次世代育成支援対策推進法」に基づき2005年(平成17年)に策定した「出会い・子育て応援プラン」により、子どもが健やかにたくましく育まれる環境づくりに努めてきまし

た。

2007年(平成19年)には、福岡県要保護児童対策地域協議会を設置し、市町村や学校、警察等の関係機関と連携しながら、児童虐待防止施策を推進してきました。

また、いじめや体罰をはじめとした子どもに対する人権侵害の問題を解決するため、人権についての教育活動を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家との連携・協力や学校への配置を拡充するなど、子どもからの相談体制の充実等に努めてきました。

2014年(平成26年)には、「福岡県いじめ防止基本方針」を、2015年(平成27年)には「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】」を策定し、いじめ問題の解決に向けた取組みを推進しています。

同じく2014年(平成26年)に、福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会を設置し、官民が連携して、インターネットによるいじめや中傷、犯罪被害を防ぐとともに、青少年のインターネットの適正利用の推進にも取り組んでいます。

2015年(平成27年)には、*「ふくおか未来人財育成ビジョン(福岡県教育大綱)」を策定し、地域の未来を担う子どもたちの育成を進めています。さらに「出会い・子育て応援プラン」に、「子ども・子育て支援法」の計画を併せた、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりを進めています。

ウ 課題

少子化や核家族化、都市化の進行により、家庭や地域における子育て機能の低下や地域とのつながりの希薄化など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中、子どもに豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他者を思いやる心、人権を尊重する心などを培うことが求められています。また、子どもが自立した社会生活を営む上での基礎となり、よりよい社会を形成していく素地となる、豊かな情操、自尊感情、規範意識、社会性の育成も求められています。

子どもは、大人から庇護されるばかりでなく、権利の主体であって、自ら考え、行動しながら人格を形成していく存在であり、その成長発達を見守ることは、保護者だけでなく、社会の責任です。

このため、子育て支援体制の整備、地域ぐるみで子どもを育てる環境や家庭の教育力の向上など子どもが健やかに育まれる環境づくりを通して、人権意識の高揚と人権教育の推進を図っていく必要があります。

このほか、非行やいじめの未然防止及び解消、学校不適應の改善を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員等の外部専門家やNPO法人等の団体との連携を強化し、児童生徒への支援に取り組むことが求められています。

また、インターネットによる誹謗中傷の書き込み等、人権侵害につながる危険性や適切な使用方法などについての情報モラル教育を一層充実する対応が必要です。

さらに、いじめの解消に向けて、自己中心的な考え方を克服し、他者を受容することや、社会への責任感や公正さの精神を培うことも求められています。

(2) 施策の基本方向

ア 子どもの人権が尊重される社会づくり

社会全体が、子どもの人権を尊重し、子どもが健やかに育ち、成長・発達することの大切さを改めて認識することが必要です。

このため、「児童の権利に関する条約」の趣旨について、県民一人ひとりが理解を深められるよう、様々な広報媒体を活用し、広報・啓発します。

また、いじめや非行問題などの解決に向けて、学校・家庭・地域における教育の在り方を見直し、関係機関との連携を図る取組みを行います。

さらに、体罰など児童生徒の人権侵害の問題の解決に向けた取組みを進めます。

イ 子育て支援

(ア) 相談・支援体制の整備・充実

子育てに対する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等、様々な問題についての相談機関の周知に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家等による相談事業の充実を図ります。

特に、虐待については、未然防止、早期発見・早期対応が重要であるため、関係機関・団体との連携の強化を図り、児童や家庭に対する相談・支援体制の整備を行います。

また、児童福祉施設等の職員に対し、虐待を防止するための研修等を行い、子どもの権利を守る意識の徹底を図ります。

(イ) 保育の充実

子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を促進するため、保護者の多様なニーズに応え、延長保育、一時保育、地域子育て支援等の保育サービスの充実を図ります。

人権を大切にすることを育てる保育を行うために、保育所職員等の人権感覚を豊かにすることが必要であることから、引き続き職員研修の充実を図ります。

ウ 心豊かに育つ環境づくり

(ア) 人権教育・心の教育等の推進

地域の未来を担う子どもたちの育成を目的に策定した「ふくおか未来人財育成

ビジョン(福岡県教育大綱)」に基づき、子どもたちの豊かな情操や自尊感情、規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、社会性などの豊かな心を育むことにより、異文化の理解や異なる価値観の受容など多様性を理解することができる青少年を育成します。

また、学校の教育活動を通して児童生徒の人権意識の高揚と定着を図るとともに、豊かな心を育みます。

併せて、児童生徒の発達段階に応じて、社会規範等に対する理解の深化を図ります。

(イ) 生徒指導の推進

学校教育においては、「いじめや体罰は絶対に認められない」という基本方針のもとに、生徒指導関係研修会及び教員研修会等において、一人ひとりの子どもに対する理解を深め、いじめの早期発見・早期対応や継続的指導の重要性及び体罰禁止の周知徹底を図ります。

また、夏休み等の長期休業日における生徒指導についても、児童生徒の安全確保や健全育成を図り、実情に即したきめ細かな指導を徹底します。

(ウ) 社会環境の整備

青少年を取り巻く環境について、露骨な性描写、暴力、残虐シーン等の有害情報が氾濫し、深刻な事態となっていることから、「福岡県青少年健全育成条例」に基づき、青少年にとって良好な環境の整備に努めます。

また、心の拠り所となる居場所の確保や就学支援、生活基盤を安定させるための就労・定着支援などを行い、非行等の問題を抱える青少年の社会的自立を促進します。

インターネットの利用については、自ら考え適正に利用する青少年の育成及びネットトラブル防止に向けた環境整備を促進します。

さらに、覚せい剤や大麻等の薬物乱用を未然に防止するため、地域、家庭、関係機関との連携を図り、薬物乱用防止の啓発を推進します。

4 高齢者

(1) 現状と課題

ア 現状

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年(昭和57年)にウィーンで開催された「第1回高齢者問題世界会議」において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年(平成3年)の第46回国連総会において*「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年(平成4年)の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組みが行われることを期待して、1999年(平成11年)を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

我が国においては、1995年(平成7年)に「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づく「高齢社会対策大綱(1996年(平成8年)7月閣議決定)」を基本として、各種の対策が講じられてきました。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度」が2000年(平成12年)から施行されました。2017年(平成29年)には、県内の介護サービス利用者は制度開始時(2000年(平成12年))の3倍を超えるなど、介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとして定着しています。

家庭や介護施設などで、高齢者に対する身体的、心理的、経済的虐待、介護や世話の放棄・放任等が深刻になる中、高齢者の尊厳を保持するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が2006年(平成18年)に施行され、地方公共団体は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うこととされました。

我が国の65歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった2015年(平成27年)に約3,392万人で、2017年(平成29年)には、約3,515万人に増加しており、総人口に占める割合(高齢化率)は27.7%となっています。

本県の65歳以上の高齢者人口は、2017年(平成29年)4月現在、約134万人であり、高齢化率は26.2%となっています。今後も、全国と同様、高齢者の増加が続くと見込まれます。

イ これまでの取組み

本県では、1993年度(平成5年度)に、すべての県民が健やかで心豊かな生活を送ることができる活力ある高齢社会の実現に向けた「高齢者保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの目標量を定め、総合的にサービスを提供できる体制づくりに努めてきました。

その後、介護保険制度の創設などを踏まえた見直しを重ね、2015年度(平成27年度)からは、第7次高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者がいきいきと活躍でき、

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを推進しています。

さらに、2012年(平成24年)に開設した*福岡県70歳現役応援センターを中心に、*70歳現役社会推進協議会のネットワークを活かし、高齢者がそれぞれの意思と能力に応じて、働いたり、ボランティア活動に参加し、活躍し続けることができる*「70歳現役社会」の実現に取り組んでいます。

また、スポーツや文化活動を通じた高齢者の「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」を支援しています。

身体拘束は虐待に当たる場合もあることから、高齢者の虐待防止や身体拘束廃止に向け、相談窓口職員に対する研修や介護サービス事業者への指導など様々な取り組みを行っています。

ウ 課題

急速に少子高齢化が進む中、「働きたい」、「社会貢献をしたい」という高齢者が活躍できる社会をつくるとともに、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できる社会づくりが必要です。

高齢者雇用に対する企業の意識は変化してきているとはいえ、定年の廃止や延長などによる70歳まで働ける制度の導入には依然として慎重な企業が多く、さらなる意識改革が必要です。また、ミスマッチの解消や定着率の向上のためには、求人企業や求職者のニーズに応じたよりきめ細かな就業・社会参加支援が必要です。

はつらつとした高齢社会を実現するためには、スポーツや文化活動を通じた高齢者の「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」を支援するとともに、世代を超えた交流を深め、社会参加を促進することが大切です。

団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、介護や医療が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

今後も高齢社会が進展していくと予想されており、民生委員・児童委員や地域のボランティアに求められる役割は増えていくものと思われます。

高齢者に対する虐待は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、財産や生命までも危険にさらす重大な人権侵害です。県民の意識を啓発し、虐待の防止を図るとともに、高齢者や養護者に対する相談に応じる相談窓口の周知や高齢者の虐待防止に対応する市町村の体制づくりを支援する必要があります。

また、高齢者を狙った悪質商法や詐欺などが多く発生しており、その手口も悪質化・巧妙化しているため、消費者トラブルに巻き込まれる高齢者が増加しています。

判断能力が衰えたり、*認知症になったりしても、個人の尊厳を尊重されながら

地域で安心して生活できるよう、*成年後見制度の利用の促進など、高齢者の権利を擁護するとともに、認知症の人を支える地域づくりを進めることが必要です。

(2) 施策の基本方向

ア 就労・社会参加の促進

(ア) 就労・社会参加の支援拠点

高齢者の就労や社会参加を促進するための総合的な支援拠点である福岡県70歳現役応援センターにおいて、各種事業の展開を図ります。

(イ) 雇用・就業機会の確保

継続雇用の促進や再就職支援といった多様な支援により高齢者の就業を促進します。

(ウ) 社会参加の促進

高齢者の「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」といった社会参加を促進するため、趣味やスポーツ活動、老人クラブの会員が高齢者宅等を訪問する友愛訪問活動等の支援に取り組みます。

イ サービスを利用しやすい環境づくり

(ア) 保健・医療・福祉相談体制の充実

社会福祉士、保健師、介護支援専門員などの専門職員が配置され、高齢者の介護サービスや保健福祉サービス、日常生活支援などの相談対応を行う*「地域包括支援センター」の充実を図ります。

(イ) 苦情相談の対応

福岡県福祉サービス運営適正化委員会など、福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにより、利用者等からの苦情の適切かつ円滑な解決を図ります。

ウ 地域生活支援体制の整備

(ア) 啓発活動・福祉教育の推進

高齢者福祉に対する理解と関心を深めるため、広く県民の高齢者を敬愛する意識の高揚を図ります。

また、学校教育において、高齢者に対する尊敬、感謝の心を育むとともに、介護・福祉体験や高齢者との交流事業を推進します。

認知症になっても安心して地域で生活できるよう、県民や事業者に対し、認知症に関する正しい知識の普及を図ります。

(イ) 地域福祉活動の促進

ひとり暮らし高齢者や日常生活で支援が必要な高齢者を地域で支え合う体制づくりを支援します。

また、ひとり暮らし高齢者や要介護者の増加に伴い、地域で活躍するボランティアや民生委員・児童委員等の役割が重視されていることから、研修等の実施などその活動を支援することで、地域で支え合う体制の充実を図ります。

(ウ) 高齢者の消費者被害への対応

高齢者を狙った新たな手口の悪質商法が次々と発生していることをふまえ、市町村や関係機関と連携して、高齢者の消費者被害の防止に資する消費者教育・啓発に取り組むとともに、県の消費生活センターでの相談対応等により、消費者トラブルの解決や被害の拡大防止を図ります。

エ 虐待の防止、権利の擁護

(ア) 虐待防止体制の充実

高齢者虐待の防止や適切な養護者に対する支援を推進するため、高齢者虐待に関する相談窓口となる地域包括支援センターや虐待に対応する市町村職員の対応力の向上を図ります。

(イ) 身体拘束廃止の推進

高齢者の人権を擁護し、より質の高い介護を目指すため、施設職員に対する研修を実施し、特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設等における身体拘束など虐待の防止を図ります。

(ウ) 日常生活の支援、成年後見制度の利用促進

認知症等により判断能力が十分でない高齢者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう福祉サービス利用の援助や金銭管理等の支援を推進します。

また、財産管理などの法律行為を援助する仕組みである成年後見制度の周知を図るとともに、市町村が実施する成年後見制度の利用促進に係る取組みを支援します。

5 障がいのある人

(1) 現状と課題

ア 現状

障がいや障がいのある人への誤解や偏見、社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加が妨げられている状況があります。

このため、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、障がいのある人の権利利益を擁護することを目的に、2012年(平成24年)に*「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が施行されました。

また、*「障害者基本法」に2004年(平成16年)の改正により明示された「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、2016年(平成28年)に*「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行されました。

雇用分野では、県内民間企業における2017年(平成29年)6月の障がい者雇用数は15,432人、障がい者雇用率は1.97%といずれも過去最高となったものの、法定雇用率2.0%は達成できていません。特に、近年は、精神障がいのある求職者や就職者が急増しています。

このような中、雇用の分野における障がい者差別の禁止及び合理的配慮の提供を規定した「改正障害者雇用促進法」が2016年(平成28年)に施行されました。

障がいのある人の職業能力開発については、福岡障害者職業能力開発校において実施していますが、身体障がいのある人の入校が減少傾向にあり、精神障がいのある人や発達障がいのある人の入校が増加傾向にあります。

2013年(平成25年)から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に定める障がい者に難病患者が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

また、2015年(平成27年)には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病の患者が長期にわたり療養生活を送りながら社会参加の機会が確保され、地域で尊厳をもって生きることができるよう、共生社会の実現に向けた施策を総合的に実施することとされました。

イ これまでの取組み

本県では、「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援や障がいを理由とする差別の解消、障がいの特性等に配慮した支援など、7つの基本的視点を掲げた*「福岡県障害者長期計画」及び障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制の確保策、目標等について定めた「福岡県障害者福祉計画(第3期)」を2015年(平成27年)に策定しました。

権利擁護の分野においては、「障害者差別解消法」が制定されたことに伴い、障がい者を理由とする差別の解消に向けて、「職員対応要領」を策定するとともに、県民や事業者の理解を深めるため、シンポジウムの開催や啓発用リーフレットの作成・配布を実施しました。

さらに、「障害者差別解消法」の実効性の確保のため、専門相談員の設置や第三者機関による助言・あっせんの仕組み等を定めた「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を2017年(平成29年)に制定しました。

学校においても、2016年(平成28年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領」と「学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を策定しました。

また、「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待の防止及び虐待事案に対応するため、障がい福祉サービス事業所等への指導や市町村に対する支援を実施しています。

加えて、1998年(平成10年)に施行した「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、建物や道路、公園などの*バリアフリー化を推進し、障がいのある人や高齢者が参加できる地域づくりを推進しています。

さらに「福岡県身体障がい者体育大会」等の各種大会を開催し、障がいのある人のスポーツ・文化活動を推進しています。

雇用分野においては、企業、就労支援機関をはじめ広く県民向けに、障がい者雇用に関する理解の促進に努めました。

障がいのある人の身近な地域において、労働、保健・医療、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、障がいのある人に対して、就労面及び生活面における一体的できめ細かな支援に努めました。

また、難病患者やその家族の不安・悩みを軽減し、生活の質の向上を図るため、総合的な相談・支援を行うとともに、医療機関関係者に対し、専門的知識の習得のための研修を実施しています。

福岡障害者職業能力開発校では、障がい者雇用の実情に合わせた職業訓練を実施するため、訓練科目や訓練対象者の見直しを行っています。また、2008年度(平成20年度)から、精神障がいのある人の受け入れを開始しました。

教育分野においては、共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システム構築のため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育の推進を図る中長期的な計画「福岡県特別支援教育推進プラン」を2017年(平成29年)に策定し、施策を推進しています。

ウ 課題

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加の促進が必要です。

また、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい社会生活を営むため、スポーツ、レクリエーション、文化活動をさらに振興することも必要です。

障がいのある人への虐待は、障がいのある人の尊厳を傷つけるだけでなく、生命をも危険にさらす重大な問題です。虐待を防止するためには、医療や介護、福祉関係者だけではなく、県民全体の意識を高めることが必要です。

障がい者雇用の促進には、企業の理解、特に中小企業における理解が重要です。

2018年度(平成30年度)からは精神障がいのある人が法定雇用率の算定基礎に算入され、法定雇用率が引き上げられることから、今後さらに企業の雇用ニーズは高まり、精神障がいのある人をはじめ、障がいのある人の雇用は増加していくものとみられます。

障がいのある人の就労支援に当たっては、体調や症状などの確な把握が必要であり、きめ細かな支援を行える体制の整備が必要です。

障がい者雇用を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいの特性に対応した適切な職業訓練の実施や相談体制の充実など、障がいのある人に対する職業能力開発の在り方にも変化が求められています。

教育分野においては、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの構築、就学前から卒業後まで一貫した継続性のある指導・支援の充実、障がいがある児童を受入れるための教育環境の整備、教職員の専門性の向上等の取り組みが必要です。

(2) 施策の基本方向

ア 正しい理解と認識のための県民啓発の推進

障がいのある人への偏見や差別意識が、障がいのある人の社会参加を阻む大きな障壁となっています。

このため、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、*「障害者週間」(12月3日～9日)など様々な行事を通して、障がい及び障がいのある人への理解を促進するための啓発に努めます。

また、精神障がいのある人が、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、精神障がいに対する正しい理解の普及に努めていきます。

イ 自立と社会参加の促進

(ア) 地域における生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、障がい及び障がいのある人への正しい理解のための県民啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図り、障がいのある人を地域で見守る体制の構築など社会参加に向けた支援に取り組みます。

また、地域での生活を支えるため、療育指導、相談援助、各種福祉サービスの情報提供・調整、成年後見制度の周知など障がいのある人の地域生活の支援を進めます。

さらに、障がいのある人からの相談に適切に応じることができるよう、相談員の資質向上のための研修会を実施します。

また、難病患者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、福岡県難病相談・支援センター等における相談支援体制の充実に努めます。

(イ) スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の振興

障がいのある人のスポーツ教室の開催や、障がいの有無に関わらず一緒に活動できるプログラムの実施、県民体育大会における障がい者部門の創設などにより、スポーツ活動を通じた県民の障がい者スポーツに対する理解の促進に努めます。

また、「障がい児者美術展」の開催など、障がいのある人の文化・芸術活動への参加を促進するとともに、多くの県民がその成果に触れる機会を確保し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

ウ 職業的自立の促進

(ア) 職業能力開発の推進

福岡障害者職業能力開発校において、障がいのある人が職業に必要な知識や技能を計画的に習得し、職業の安定と自立を図ります。

また、福岡障害者職業能力開発校及び高等技術専門校に精神保健福祉士を配置し、精神障がいや発達障がいの可能性のある訓練生に対して支援を行います。

(イ) 就業機会や雇用の場の確保

障がいのある人の適性や能力に応じて、就業機会や雇用の場を確保し、職業的自立を図れるよう、企業の理解と協力を求めるとともに、障がいのある人の職域開発及び職場定着に向けた支援を実施し、法定雇用率の達成を促進します。

エ 特別支援教育の充実

(ア) 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

障がいの特性と支援の程度に応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある「多様な学びの場」を整備し、それぞれの場において子どもが充実した時間を過ごしつつ「生きる力」を身に付けることのできる教育の充実を図ります。

(イ) 就学前における支援の充実

障がいのある子どもに対する早期からの相談・支援、就学に係る支援、就学後の適切な教育と必要な支援の提供という一連の流れの中で、関係機関が相互に連携を図り、一貫した継続性のある支援の充実を図ります。

(ウ) 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択できるよう、子どもの実態や進路希望を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図ります。進路指導に当たっては、卒業後の進路先に対して、支援内容の着実な引継ぎを行うなど、関係機関が相互に連携し、卒業後の進路支援のための体制整備を進めます。

特に鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた指導を通して、将来の自立と社会参加のために必要な基礎的・基本的な能力の習得を図ります。

(エ) 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

障がいのある子どもが安全・安心に学校生活を送り、障がいの特性と支援の程度に応じた効果的な教育を展開するために、特別支援学校の受入体制の整備、障がいの重度・重複化、多様化に対応した基礎的環境整備や合理的配慮の提供等、適切な教育環境の整備を図ります。

(オ) 専門性向上と支援体制の整備・充実

特別支援教育に係る専門性を有する人材の確保、教職員研修の充実、特別支援学校教諭免許状取得の促進等により個々の教職員の専門性の向上を図ります。

また、管理職のリーダーシップによる校内支援体制の整備、特別支援教育のセンター的機能の充実と活用促進、外部専門家の活用等による取組みの強化を図ることにより、専門性の向上に努めます。

オ 地域生活支援体制等の整備

(ア) 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を促進し、障がいのある人が安全かつ円滑に生活できるまちづくりを推進します。

(イ) サービス利用者の苦情解決システムの整備

福祉施設の利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりのため、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の利用を促進します。

また、障がい者福祉施設に対して第三者委員の設置を促すなど、サービス利用者の苦情解決の仕組みの整備を進めます。

(ウ) 「障がい者 110 番」の充実

障がいのある人や家族からの様々な相談に対応するため「障がい者 110 番」を設置し、常駐の相談員による一般相談を行い、相談内容に応じて弁護士などによる専門相談を行っています。相談内容が複雑化、多様化していることに対応するため、専門相談の充実を図ります。

(エ) 虐待防止体制の充実

「障害者虐待防止法」の積極的な広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の早期発見・防止に努めます。

また、市町村に設置されている障がい者虐待防止センターとの連携や、施設職員及び市町村職員に対する虐待防止研修の実施等により、虐待の防止及び虐待事案への対応に取り組みます。

※注 「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「障害」については「障がい」と、「障害者」については「障がいのある人」と表記しています。(法令に定めのあるものを除く。)

6 外国人

(1) 現状と課題

ア 現状

本県における在留外国人数は、2016年(平成28年)12月末で148か国・地域、64,998人(全国第9位)となっており、今後も在住する外国人は増加すると予想されます。また、グローバル化の進展に伴い、国籍が多様化しています。

県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、2008年度(平成20年度)の調査開始以降、やや減少傾向にあるものの、300~400名で推移しています。

2016年度(平成28年度)の法務省「外国人住民アンケート調査」では、就労の際の差別、入居や入店の拒否、侮辱等の差別的発言があると報告されています。

また、法務省が行った調査では、2012年(平成24年)4月から2015年(平成27年)9月の間に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチを行っていると言われた団体が実施したデモ・街宣活動が全国で1,152件確認されています。

ヘイトスピーチを解消するため、2016年(平成28年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が施行されました。

イ これまでの取組み

民族、文化や価値観などの異なる人々が、同じ地域で生活することは、互いを知り、互いを学ぶことによって、新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出す源泉となります。

本県では、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域づくりを進めるため、言語や文化、慣習の違いについて相互理解を育む国際理解教育の促進に取り組んでいます。

また、外国人が言語や文化の壁を越えて安心して生活できるよう、多言語での情報提供や相談対応のほか、日本語学習の支援を行っています。

学校においては、日本語指導担当教員の指導力向上を図るとともに、県内の小・中・高等学校では、外国の姉妹校との交流やALT(外国語指導助手)との交流、地域の大学の留学生との交流などを取り入れながら、総合的な学習の時間等において国際理解教育を行っています。

ウ 課題

我が国で生活する外国人は増加しており、言語や宗教、生活習慣などの違いから、就労差別やアパート等への入居拒否、飲食店等への入店拒否など外国人の人権に関わる様々な問題への対応が求められています。

特に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチは、

人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねない行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。

日本人と外国人が共に暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、県民の間に、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。

そのため、地域、家庭、学校、職場が連携・協力して、人権教育を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が求められています。

学校においては、児童生徒が主体的な学習により異なる歴史や文化に対する理解を深め、尊重する態度を養う取組みをさらに推進するとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対するきめ細かな指導が必要です。

(2) 施策の基本方向

ア 国際理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進

(公財)福岡県国際交流センターや国際交流協会等における交流イベントの開催や様々な外国人との交流活動を通して、相互理解を促進します。

また、「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、法務局、市町村等と連携し、その解消を図るための啓発活動を推進します。

イ 住みやすい環境づくり

(ア) 相談体制の充実

(公財)福岡県国際交流センターや国際交流協会等において実施している相談業務について、より専門的な分野の相談にも対応できるように、関係機関との一層の連携・強化を図ります。

(イ) 住居の確保

外国人の住宅への円滑な入居を図るため、外国人を含む*住宅の確保に配慮を要する人の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録制度を実施し、登録住宅の情報の公開・提供を行います。また、登録の促進を図るために、業界団体と連携し、不動産事業者に対して理解と協力を求めます。外国人に対しては、日本の契約慣行や生活習慣についての理解を促進します。

(ウ) 外国人労働者の相談等支援体制の充実

外国人労働者の相談体制の充実やトラブル解決の促進に努めます。

また、労働基準法をはじめとする労働関係法規や県内の相談窓口について、事

業主や外国人労働者への周知に努めます。

(エ) 保健・医療・福祉施策の推進

(公財)福岡県国際交流センターと連携し、外国人に対する保健・医療・福祉施策に関する情報提供に努めます。

医療に関する外国語対応コールセンターの設置、医療通訳ボランティアの派遣、外国語が通じる医療機関・薬局に関するホームページでの情報提供を行い、外国人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めます。

また、国民健康保険の受付窓口となる市町村職員に対する研修等を通じて、国民健康保険が適用される外国人への制度周知に努めます。

(オ) 多言語による情報提供と日本語学習支援

外国人向けの情報を多言語で提供することで安心して暮らせる環境の整備を図ります。

また、日本語の習得が不十分な外国人の日本語学習を支援します。

さらに、日本語指導が必要な外国人児童生徒が、学校生活や日常生活を安心して過ごせるよう、日本語指導担当教員等の指導力の向上を図り、きめ細かな指導を充実させます。

ウ 国際理解教育の推進

(ア) 学校教育

学校においては、*「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」や「福岡県教育施策実施計画」等を踏まえ、人権尊重の精神を高めるため、児童生徒が人権を大切にするための知識、態度、実践力を総合的に育成するとともに、家庭・地域と連携した人権教育の充実を努めます。

また、国際化の進展に伴い、次代を担う児童生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、これまでの歴史や文化・習慣の違いを認識しながら、互いの人権を尊重し、認め合って共に生きていく意識と態度を培うため、国際理解教育を推進します。

(イ) 社会教育

社会教育においても、「福岡県教育施策実施計画」等を踏まえ、県民が主体となった国際交流活動の実施や啓発資料の作成・配布など、様々な機会や場を通して国際理解教育を推進し、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための学習機会の提供・拡充に努めます。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

(1) 現状と課題

ア 現状

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、医療の進歩により、HIVに感染しても早期発見及び早期治療によって、日常生活を送ることが可能になりました。

HIV感染症・エイズに関する知識は、徐々に普及してきましたが、依然として自分とは無関係な一部の人の病気という意識が存在し、予防行動が適切でないことによる感染の拡大やHIV感染者への偏見を助長する一因となっています。

1999年(平成11年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、国は「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定しました。この指針により、国と地方公共団体の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供などの施策が推進されています。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

しかし、ハンセン病に対する知識不足が偏見や差別を引き起こしています。ハンセン病療養所入所者の多くは、長期間隔離されたことにより家族や親族などとの関係を断たれ、また、社会での偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、完治後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況です。

イ これまでの取組み

新聞、テレビ等の広報媒体、リーフレット・パンフレット、講演会等によりHIV感染症・エイズ及びハンセン病についての正しい知識の普及啓発を行い、偏見や差別の解消に努めています。

また、HIV感染症及びエイズについては、早期発見、感染拡大の防止を図るため、保健福祉(環境)事務所においてHIV検査及び相談を実施し、関係職員の資質向上のための研修会を実施しています。

さらに、HIVカウンセラーの派遣や医療従事者に対する研修により、7か所のエイズ治療拠点病院を核とした医療体制の充実を図っています。

ウ 課題

「県民意識調査」では、HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者等の人権問題に関して、約3割の人が「わからない」や「回答なし」としており、理解が十分

とはいえない状況があります。

(図9：HIV感染者・エイズ患者等に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと)

(図10：ハンセン病患者等に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと)

HIV感染症・エイズについては、若年層から中高年層において増加していることから、幅広い年齢層に向けてHIV検査の受検促進や適切な予防行動をとるための正しい知識の普及啓発を引き続き行っていく必要があります。

ハンセン病療養所の入所者の多くは療養所での生活を続けているため、社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて啓発を引き続き取り組む必要があります。

HIV感染症・エイズ及びハンセン病についての正しい知識の普及と啓発は幅広く行っていく必要がありますが、特に医療、福祉、介護従事者への啓発が重要です。

(2) 施策の基本方向

ア 教育・啓発活動の推進

(ア) HIV感染症・エイズに関する啓発の推進

HIV感染症・エイズについては、具体的な知識や情報の提供とともに、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進します。
また、医療・福祉・介護従事者等に対し、きめ細かな啓発を行います。

(イ) ハンセン病に関する啓発の推進

ハンセン病については、患者・回復者や家族に対する偏見と差別が一日も早く解消されるよう、様々な広報媒体を活用し、幅広く県民啓発を行うとともに、医療・福祉・介護従事者等に対し、きめ細かな啓発を行います。

(ウ) 学校における教育の充実

学校においては、各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動の中で、発達段階に応じて正しい知識を身に付けるとともに、HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしていくよう、家庭との連携を図り、計画的・組織的に取り組みます。

教職員を対象とした研修会等において、HIV感染症・エイズやハンセン病について取り上げ、指導力の向上に努めます。

(エ) 関係機関との連携

法務局及び市町村等関係行政機関、関係民間団体、(公財)福岡県人権啓発情報センターと連携して、今後とも、HIV感染症・エイズやハンセン病への正しい理解と偏見や差別をなくすための啓発に努めます。

イ 患者等の人権に配慮した相談・支援

(ア) プライバシーの保護

HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者等のプライバシーの保護を図るため、関係職員に対する研修を通じ、その徹底を図ります。

特に、エイズ診療については、研修を実施し、医療機関に対する適切な指導に努めます。

(イ) HIV感染症・エイズに関する相談・支援

HIV感染症・エイズに関する相談に適切に対応するため、相談担当者の資質向上のための研修を実施します。

HIV感染者・エイズ患者及びその家族に対する心理的な支援を行うため、カウンセラーを派遣するとともに、安心して医療を受けられる体制の整備に努めます。

(ウ) ハンセン病に関する相談・支援

ハンセン病に関する相談については、福岡県藤楓協会、ハンセン病療養所、法務局等関係機関と連携して適切に対応します。

また、ハンセン病療養所に入所している方の社会復帰の際には、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

図9

HIV感染者・エイズ患者等に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと

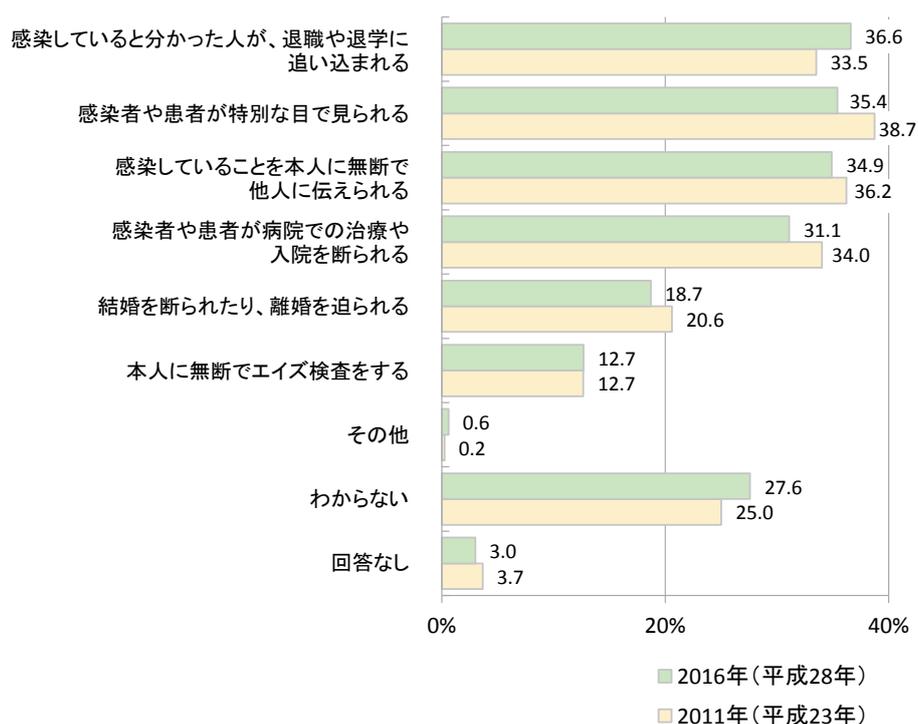
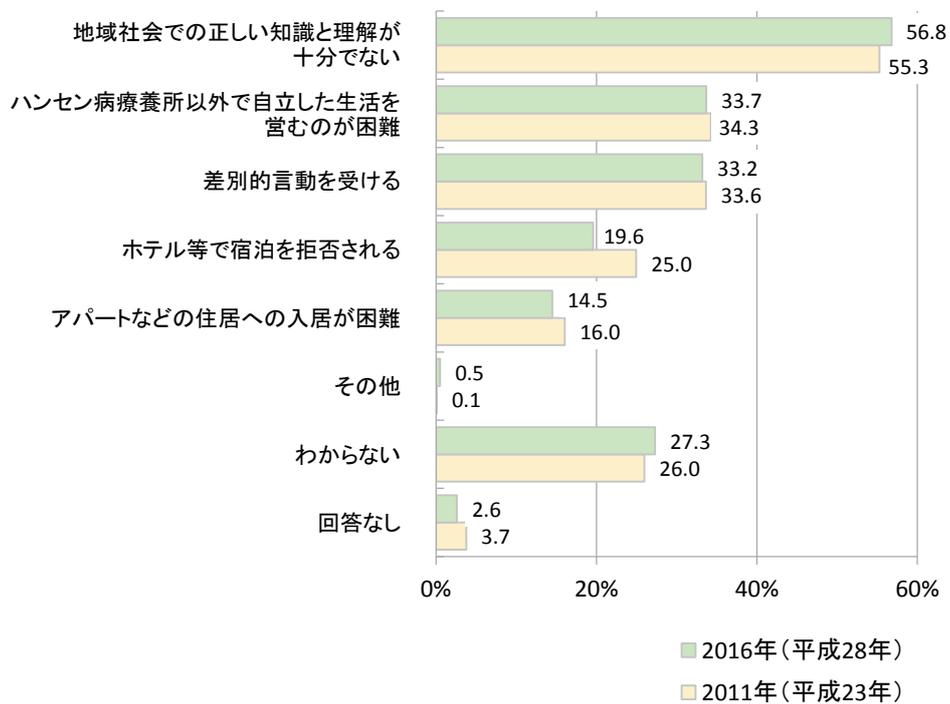


図 10

ハンセン病患者等に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと



8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

ア 現状

犯罪被害者等の支援、救済を図るため、2004年(平成16年)に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005年(平成17年)には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

しかしながら、犯罪被害者、その家族又は遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、再び被害に遭うのではないかという不安感、収入の途絶や医療費の負担などの経済的困窮、さらには周囲の無理解からくるいわれのない偏見や中傷などの二次的被害にも苦しめられるなど、依然として困難な状況にあります。

イ これまでの取組み

犯罪被害者等基本法では、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる基本理念や犯罪被害者等に対する国民の配慮と協力を定めています。

さらに、国の基本計画では、犯罪被害者等支援施策の目指すべき方向・視点を設定しています。

県では、これらの基本法及び基本計画の方針等を踏まえ、2013年(平成25年)に*「福岡県犯罪被害者等支援に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開してきました。

また、本県の犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や2016年(平成28年)に実施した「犯罪被害者等支援に関する県民アンケート調査」(以下「県民アンケート調査」という。)の結果、さらには、国の第3次基本計画を踏まえ、2017年(平成29年)4月に「取組指針」の改定を行い、中長期的な視点を持った支援への取組みや性犯罪などの潜在化しやすい被害に関する支援体制の充実など、被害者支援のさらなる推進を図っています。

ウ 課題

「県民アンケート調査」では、犯罪被害者やその家族から、「地域で無責任な噂を立てられたり、好奇の目で見られた」など二次的被害に遭ったとの声が多く寄せられており、県民、事業者及び支援に携わる人への理解促進が必要です。

また、性犯罪被害に遭った場合、約半数が「県警察以外の機関への相談又はどこにも相談しない」と回答しており、いずれの団体又は機関に支援を求めた場合においても、同様の必要な支援を安心して途切れなく受けられるよう、関係機関の連携を図ることが求められています。

(図 11 : 犯罪被害に遭って以降の置かれた状況)

(図 12 : 性犯罪被害に遭った場合の最初に相談する機関等)

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

イ 関係機関との連携

県、北九州市及び福岡市が共同で設置している「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を核として、県警察、国の関係機関、市町村、民間支援団体等と連携し、相互に協力して犯罪被害者の支援を推進します。

図 11

犯罪被害に遭って以降の置かれた状況

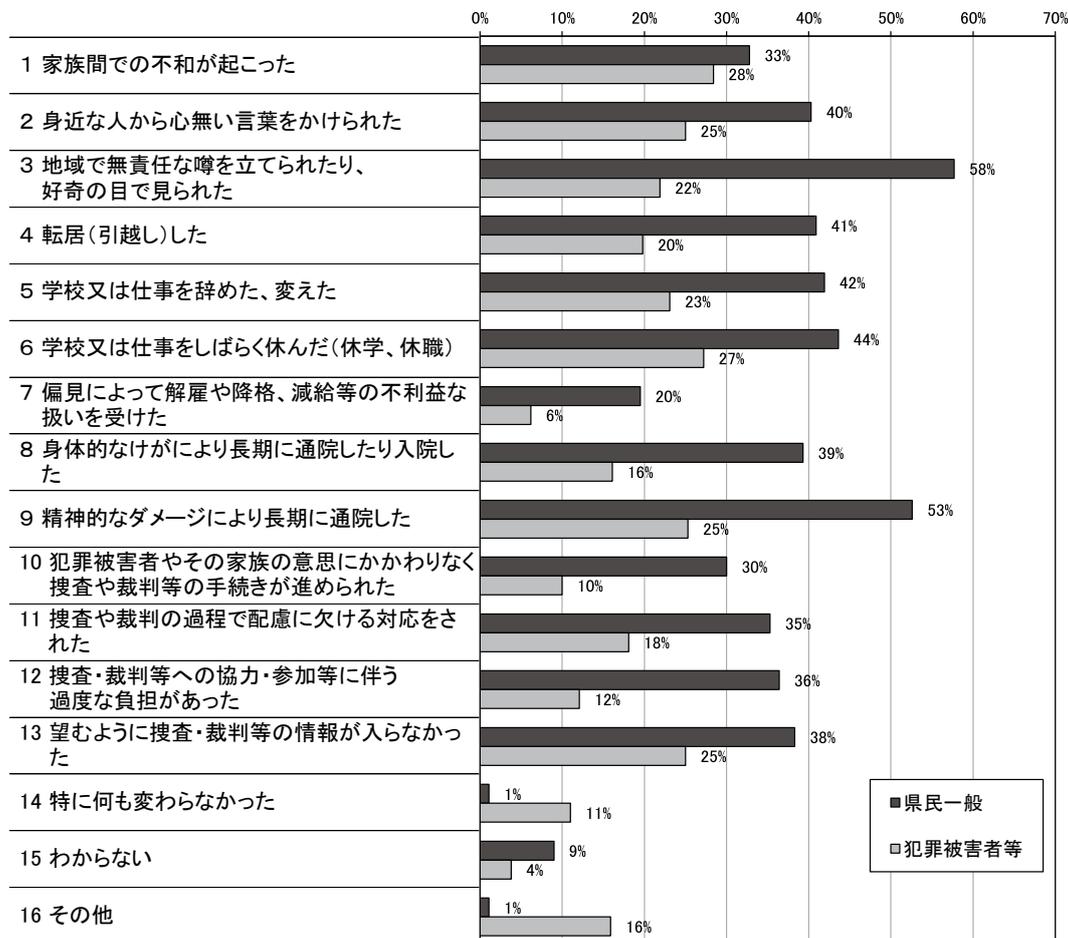
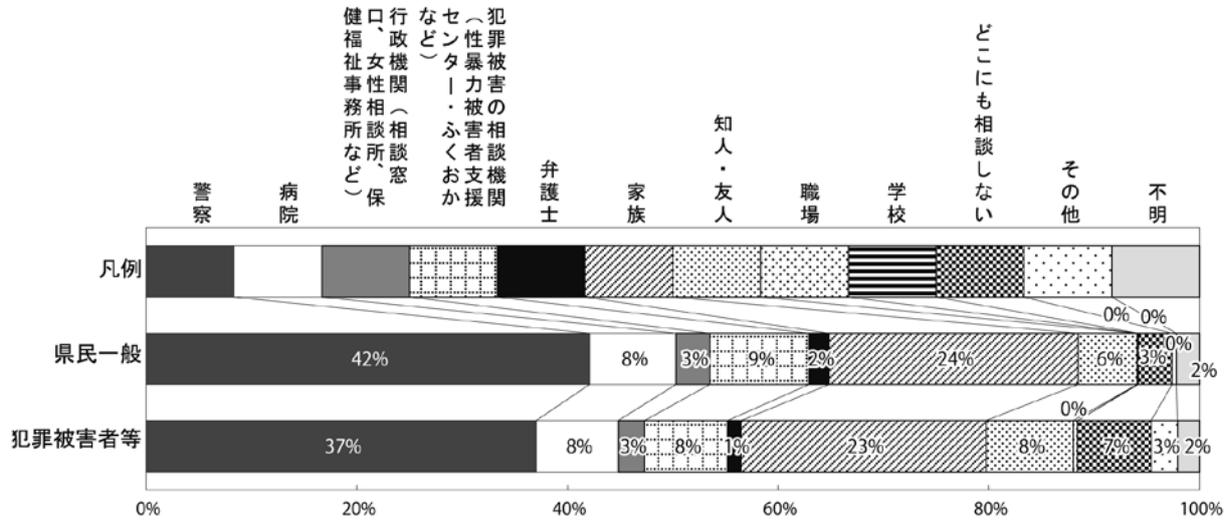


図 12

性犯罪被害に遭った場合の最初に相談する機関等



9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

ア 現状

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行うなどの様々な問題が発生しています。特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。

また、子どもたちの間で、SNS やメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。

1999年(平成11年)には、インターネット等におけるなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001年(平成13年)には、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダ(インターネット接続業者)等に書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が制定されました。

さらに、2014年(平成26年)には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」いわゆるリベンジポルノ被害防止法が制定されています。

しかし、法務省人権擁護局の統計によると、インターネットに関する人権侵害事件数は、2011年(平成23年)の671件から年々増加し、2016年(平成28年)には1,909件と過去最高件数を記録しています。

県民意識調査では、関心がある人権問題として、「インターネット等による人権侵害」は前回調査から大きく増えており、障がいのある人や高齢者に関する問題に次いで第3位となっています。

イ これまでの取り組み

インターネットの適正な利用について、福岡県人権啓発情報センターにおいて特別展示や県民講座などによる県民啓発を実施するとともに、インターネット上に差別を助長する書き込みを発見した際は、法務局と連携し、プロバイダに対し、削除を要請しています。

また、福岡県人権教育推進プランに「インターネット上の掲示板等における人権侵害への対応」について掲載し、学校での対応と留意事項を示し、人権侵害の防止に努めています。

ウ 課題

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難です。

さらに、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かではない情報も多く存在しています。

そのため、一人ひとりが、情報の発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身に着け、情報を主体的に読み解き活用する力(メディアリテラシー)を養う必要があります。

また、インターネットの普及により利用者が低年齢化していることから、学校においても、児童生徒へのメディアリテラシーの教育が重要です。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

名誉やプライバシーに関して正しく理解し、法律を守ることはもちろん、一人ひとりがルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することがないように、関係機関と連携し啓発を実施します。

イ 教育活動の推進

児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実と保護者への啓発に努めます。

また、教職員に対し、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題や情報化の進展が社会にもたらす影響について認識し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、個人情報取扱い等に関する研修の充実を図ります。

ウ 関係機関との連携

法務局や警察等との情報共有や連携、協力を図り、プロバイダへの削除要請など適切な対応に努めます。

10 性的少数者

(1) 現状と課題

ア 現状

「性」には、しぐさや言葉づかい、好きになる性別など人の数だけバリエーションがあります。男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とところの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。

国連は、2008年(平成20年)に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。また、2014年(平成26年)には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

我が国では、2004年(平成16年)に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

また、2016年(平成28年)には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシャルハラスメントに当たることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しました。

このように、性的少数者の人権に関する様々な動きがあります。

イ これまでの取組み

性的少数者への理解の促進を図るためのガイドブックの作成や性の多様性をテーマとする特別展や県民講座の開催、人権啓発ラジオ番組の制作、性的少数者の人権問題を専門とする研修講師の派遣などにより、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行っています。

学校では、研修会において、性的少数者とされる児童生徒に対する配慮事項をまとめた文部科学省通知を周知するなど、教職員の理解を深める取組みを進めています。

ウ 課題

性的少数者であることを理由とする差別的取扱いは不当なことであるという認識は社会に広がりつつありますが、「県民意識調査」では、性的少数者の人権問題に関して、3割以上の方が「わからない」や「回答なし」としており、理解が十分とはいえない状況です。

(図13：性的少数者に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと)

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人々が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

学校においては、性的少数者である児童生徒に配慮する取組みが進められていますが、児童生徒や教職員の性的少数者に対する理解は十分とはいえない現状があります。

さらに、児童生徒の性的指向・性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

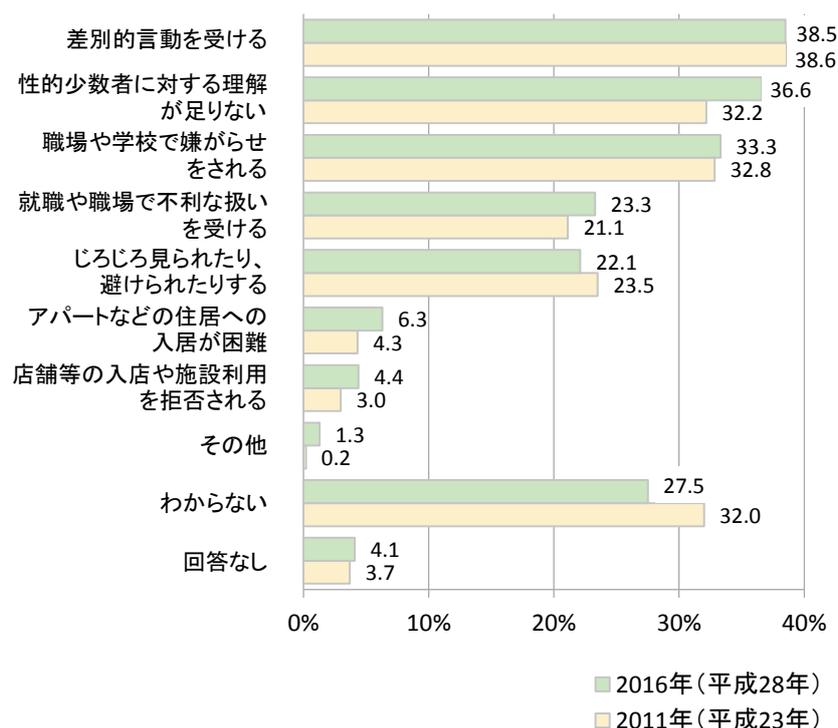
地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、庁内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布など様々な手法による啓発を推進します。

イ 教育活動の推進

性的少数者に対する教職員及び児童生徒の適切な理解を促進するとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

さらに、当該児童生徒の心情に十分配慮し、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

図 13 性的少数者に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと



11 さまざまな人権課題

このほかにも、次にあげるような人権課題があり、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進します。

(1) 生活困窮者等

○生活困窮者

ア 現状と課題

2016年(平成28年)の国民生活基礎調査によると、わが国の「相対的貧困率(所得中央値の半分を下回る所得しか得ていない者の割合)」は15.6%であり、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合、いわゆる「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

2014年(平成26年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。同法では、「教育支援」、「生活支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4項目を柱とし、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行うこととされています。

また、2015年(平成27年)に施行された「生活困窮者自立支援法」により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活困窮者の抱える様々な問題解決を支援する体制が整えられました。

生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な方ほど自らSOSを発することが難しいため、支援に当たっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

さらに、病気や障がい、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど多くの課題を抱える生活困窮者の中には、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている方もいます。

支援に当たっては、相談者一人ひとりを可能性や能力をもつかけがえのない存在として、その尊厳を守ることが求められています。

また、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切るためには、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて教育を受け、職業に就くことができるよう支援していくことが重要です。

イ 施策の基本方向

県及び市が設置する自立相談支援機関(生活困窮者の相談窓口)において、多様で複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談に対し、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などに包括的に対応していきます。

さらに、生活困窮者の自立と尊厳の確保を図るためには、相談支援に従事する職員の専門的知識や技術のみならず、高い人権感覚や倫理観を備えている必要が

あり、引き続き相談支援従事者研修の充実を図ります。

生活困窮者が抱える課題は、経済的な課題のみならず生活や就労、教育などが多いことから、支援を必要とする方を早期に把握するために福祉、保健、税務、水道、住宅、労働、教育部門(等)との連携に努めます。

また、子どもの貧困対策にあたっては、2016年(平成28年)に策定した「福岡県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、乳幼児期からの早期かつ一貫性のある支援、支援の緊急度が高い子どもに対する着実な支援、地域の関係者が一体となって行う支援を重点方針として施策を推進します。

○ホームレスの人権

ア 現状と課題

本県のホームレスの人数は、調査を開始した2013年(平成25年)1月の1,187人から、2017年(平成29年)1月の270人と大幅に減少しています。

ホームレスになるに至った要因は、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等、様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってその傾向は異なっています。

ホームレスの多くは、単に家がないという物理的状況のみならず、家庭や家族的な共同体、きずなが崩壊した状況にあり、ホームレスの問題は、社会から排除された人々の問題としてとらえる必要があります。

ホームレスの自立支援等に関する施策は、2002年(平成14年)に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により開始されました。同法では、ホームレスの自立支援等に関して、その人権に配慮することが定められています。

また、同法に基づき、2013年(平成25年)に国が策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組みにより、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であるとされています。

本県では、2014年(平成26年)に「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第3次)」を策定し、関係機関及び民間支援団体と連携のもとホームレスの自立支援等を行っています。

イ 施策の基本方向

ホームレス問題の解決を図るため、県、関係市、NPO法人等で構成する「福岡県ホームレス自立支援推進協議会」において自立支援施策の検討や情報交換を行うほか、「福岡県ホームレス自立支援実施計画」の周知に努め、ホームレス問題への理解促進と人権への配慮など県民への啓発広報活動を実施します。

(2) 北朝鮮当局による拉致被害者等

ア 現状と課題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

国は、2010年(平成22年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があります。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。この問題の解決には、幅広い国民各層および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

イ 施策の基本方向

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害について、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)を中心に啓発を行うとともに、ホームページ等での広報や市町村への情報提供により、同問題の啓発を図ります。

また、学校においても、児童生徒の発達段階等に応じて、教材を効果的に活用するなど、拉致問題に対する理解が深まるよう取り組みます。

(3) その他

以上のような人権課題のほかにも、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題、刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会の偏見や差別が社会復帰を困難にしている問題、性的搾取等を目的とした人身取引の問題があります。

災害時には、避難所でのプライバシーの確保のほか、女性、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮の必要性が改めて認識されました。また、被災者に対し、風評による嫌がらせやいじめなどの人権侵害も発生しています。

このため、それぞれの問題に応じた施策と人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

第6章 推進体制等

1 県の推進体制

基本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たっては、各人権課題を所掌する部局だけでなく、全庁的な体制のもと総合的、計画的に取り組みます。

また、毎年度、基本指針に基づく実施計画を作成し、その実施状況を点検・評価し、結果を今後の施策に反映させます。

2 国及び市町村との連携

基本指針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、国及び市町村の役割分担を踏まえ、緊密な連携と協力のもとに取り組みます。

特に、県民に最も身近な市町村において、地域に密着したテーマにより行われる人権教育・啓発は、より大きな効果が期待されることから、先進事例の紹介や啓発情報の提供による支援等、一層の連携強化に努めます。

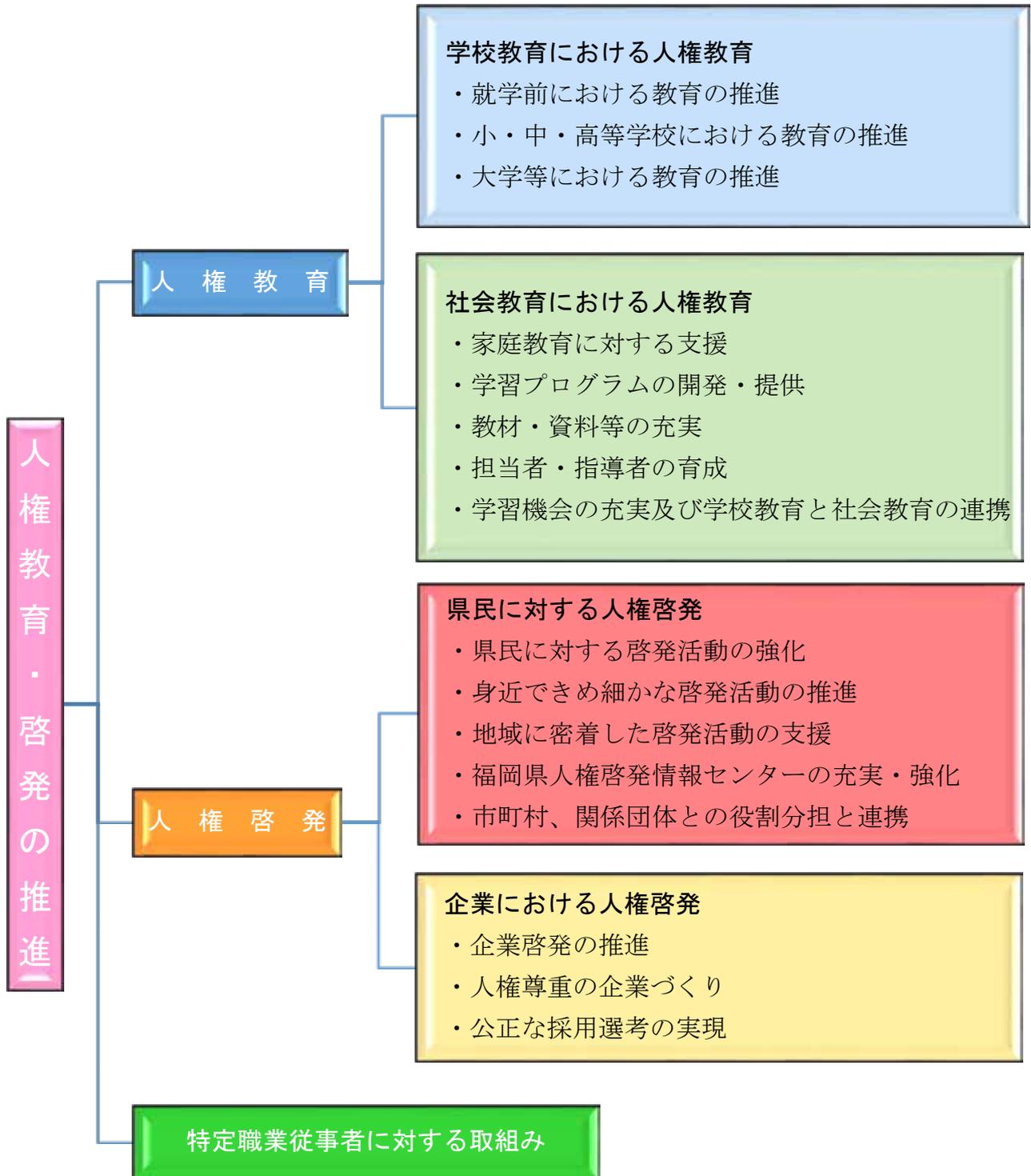
3 関係団体等との連携

今日、人権問題がますます複雑・多様化する中で、人権教育・啓発を総合的に推進するため、企業、民間団体等の実施主体の役割分担を踏まえた上で、連携・協力し、人権教育・啓発の推進に努めます。

4 基本指針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するため、各人権分野の有識者からなる「福岡県人権施策推進懇話会」に提言を求め、必要に応じた見直しを行います。

人権教育・啓発基本指針の構成



分野別の施策の推進

同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題啓発の推進 ・同和教育の推進
女性	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を実現するための環境づくり ・暴力を容認しない社会づくり ・職場・家庭・地域における男女共同参画の推進
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権が尊重される社会づくり ・子育て支援 ・心豊かに育つ環境づくり
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・就労・社会参加の促進 ・サービスを利用しやすい環境づくり ・地域生活支援体制の整備 ・虐待の防止、権利の擁護
障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい理解と認識のための県民啓発の推進 ・自立と社会参加の促進 ・職業的自立の促進 ・特別支援教育の充実 ・地域生活支援体制等の整備
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進 ・住みやすい環境づくり ・国際理解教育の推進
HIV感染者・ハンセン病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・患者等の人権に配慮した相談・支援
犯罪被害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の推進 ・関係機関との連携
インターネットによる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の推進 ・教育活動の推進 ・関係機関との連携
性的少数者	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の推進 ・教育活動の推進
さまざまな人権課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等 ・北朝鮮当局による拉致被害者等 ・その他

資

料

ア 行

- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)
あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びすべての人種間の理解を促進する政策を、あらゆる適切な手段により遅滞なく遂行すること等を内容とした条約で、1965年(昭和40年)に第20回国連総会で採択され、我が国は1995年(平成7年)に締結。
- ウィーン宣言及び行動計画
人権の国際的な普遍性や貧困を克服する権利、発展の権利が人権の不可分の部分であることを確認し、国連活動における人権活動の強化策として、人権高等弁務官の設置等を決めたもので、1993年(平成5年)にウィーンで開催された第2回世界人権会議で採択。
- えせ同和行為
「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい。」との誤った意識を悪用して、なんらかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為。同和問題に対する誤った認識を植え付ける原因となっている。

カ 行

- 学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針
学校における在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の人権に関する教育指導において、「基本的人権の尊重に徹した教育の推進」、「多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進」及び「教職員研修の充実と全教育活動を通じた指導の推進」を中心とする取組みを行うことを示した指針で、1998年(平成10年)に県が策定。
- 企業行動憲章
(一社)日本経済団体連合会が、会員企業に対し、法令遵守の徹底、消費者ユーザーの信頼獲得、経営トップが果たすべき役割と責任の明確化等について1991年(平成3年)に制定した憲章。
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)
世界人権宣言の内容をより詳細に、労働の権利や社会保障に対する権利等の経済的、社会的及び文化的権利について規定した条約で、1966年(昭和41年)に第21回国連総会で採択され、我が国は1979年(昭和54年)に締結。
- 公正採用選考人権啓発推進員制度
就職の機会均等を確保し、雇用の確保を図るために、企業内の適正な採用選考システムの確立等に関し、中心的役割を果たすために設置された制度。
- 高齢者のための国連原則
高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の実現を目指して、1991年(平成3年)に第46回国連総会において採択された原則。

サ 行

- 参画型学習
学習者が自ら、研修会の企画運営、地域活動及びまちづくりの計画立案等の決定段階に参加・参画することを通して、意欲的・主体的に課題の解決に向かうとともに、

自己が役に立っているという気持を高めることを目指す学習方法。

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)
世界人権宣言の内容を、生命に対する権利や身体の自由に対する権利等の市民的及び政治的権利についてより詳細に規定した条約で、1966年(昭和41年)に第21回国連総会で採択され、我が国は1979年(昭和54年)に締結。
- 児童憲章
すべての児童の幸福を図るため、児童の立場から、子どもの権利を確認し、日本国憲法の精神に従い12の条文構成からなる、1951年(昭和26年)の子どもの日に制定された憲章。
- 住宅の確保に配慮を要する人(外国人を含む)の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録制度
住宅セーフティネット法第8条の規定に基づき、住宅の確保に配慮を要する人の入居を受け入れる住宅を、予め事業者が県に登録し、その住宅情報を県が公開・提供するもの。
- 障害者基本法
1970年(昭和45年)に制定された心身障害者対策基本法が1993年(平成5年)に改正され成立した法律。障がいのある人に係る基本的な法律であり、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念・基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
- 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)
2011年(平成23年)に成立し、2012年(平成24年)10月1日から施行された法律。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、擁護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。
- 障害者週間
障がいのある人自らの自立及び社会参加への意欲と、国民の障がい者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開する12月3日から9日までの1週間。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)
2013年(平成25年)に成立し、2016年(平成28年)4月1日から施行された法律。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)
すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約で、1979年(昭和54年)に第34回国連総会で採択され、我が国は1985年(昭和60年)に締結。
- 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
世界の多くの児童(児童については18歳未満のすべての者と定義)が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約で、1989年(平成元年)の第44回国連総会

で採択され、我が国は 1994 年(平成6年)に締結。

- 人権週間
国連が世界人権宣言採択を記念して、採択日の 12 月 10 日を「人権デー」と定めたのを受けて、我が国で定められた 12 月 10 日を最終日とする 1 週間。
- 人権文化
あらゆる人々が自己のみならず他の人々の尊厳について学び、相互理解を深めることにより、人権を尊重することが日常生活において定着・習慣化される状態。
- 人権擁護推進審議会答申
1997 年(平成9年)3月施行の人権擁護施策推進法に基づき設置された審議会が提出した、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」の 2 つの諮問に対する答申。
- 成年後見制度
認知症の人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。

タ 行

- 体験的参加型学習
学習者の経験や感じ方を土台とし、共に作業等を行うことを通して、参加者の思いや目的意識を発展させながら、自らの力を自覚しつつ、学習者がお互いに学び合い、社会的行動力と意欲を高めようとする学習方法。
- 男女共同参画 2000 年プラン
1996 年(平成8年)7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、男女共同参画推進本部が同年 12 月に策定した、2000 年度(平成 12 年度)末までを期間とした男女共同参画社会の形成の促進に係る国内行動計画。
- 男女共同参画基本計画
1999 年(平成 11 年)に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、2000 年(平成 12 年)に策定された、2005 年度(平成 17 年度)末までを計画期間とした、男女共同参画 2000 年プランに代わる新たな国内行動計画であり、5 年ごとに改定され、現在は第 4 次男女共同参画基本計画(2016 年度(平成 28 年度)～2020 年度(平成 32 年度))期間中。
- 男女共同参画の日
県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、福岡県男女共同参画推進条例によって設けられた日で、11 月の第 4 土曜日。
- 地域包括支援センター
地域における介護相談の最初の窓口となるもので、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他、日常生活支援などの相談対応を行う。原則、市町村に 1 か所以上設置することとなっており、専門職員として社会福祉士、保健師及び主任ケアマネージャーが配置され、主に地域内に住む高齢者の「総合相談」、「介護予防」、「サービスの連携・調整」などの業務を行う。平成 29 年 5 月現在、県内のセンターは 188 か所。

- 地域改善対策協議会意見具申
地域改善対策協議会から、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の地域改善対策について、1996年(平成8年)に内閣総理大臣・関係各大臣あて提出された意見具申。正式名称は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」。
特別対策により生活改善を始めとする物的な面での格差は大きく改善されたが、差別意識は結婚問題を中心に根強く残っており、人権侵害が生じている状況もみられるので、今後は差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進を中心とした取組みが重要であると提言している。
- 同和対策審議会答申
1961年(昭和36年)に発足した同和対策審議会が、1965年(昭和40年)に提出した総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対する答申で、その後の同和対策の指針となった。
同和問題が憲法の基本的人権に関わる問題であることを明らかにし、前文で「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べている。
- 同和問題啓発強調月間
同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより県民を挙げて差別をなくす運動を展開するため、本県において1981年(昭和56年)に設定した7月の1か月間。
- DV(ドメスティック・バイオレンス)
配偶者(事実婚を含む。)や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力。

ナ 行

- 70歳現役社会
高齢者が、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、70歳になっても働いたり、NPO・ボランティア活動等を通じて社会で活躍し続けることができる、選択肢の多い社会。
- 70歳現役社会推進協議会
「70歳現役社会」の実現を図ることを目的に、経済団体、労働者団体、高齢者関係団体、NPO団体、ボランティア団体、地域関係団体、関係団体、行政で構成する協議会。
- 認知症
脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

ハ 行

- バリアフリー
障がいのある人や高齢者などが建物や市街地において、支障なく利用や行動を行える状況。
- 福岡県高齢者保健福祉計画(第7次)
老人福祉法第20条の9第1項に基づく老人福祉計画及び介護保険法第118条第1項に基づく介護保険事業支援計画を一体のものとして、2015年度(平成27年度)から2017年度(平成29年度)までの3年間を計画期間とし、「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念として策定した県の計画。

- 福岡県児童育成計画
21世紀を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するため、国の「エンゼルプラン」を踏まえて、1997年(平成9年)に策定した1997年度(平成9年度)から概ね10年間の計画。
- ふくおか新世紀計画
個性豊かで創造的活力に満ちた新時代のふくおかを築き、豊かな県民生活を実現するために、1997年(平成9年)に策定した21世紀初頭の県が目指すべき方向性を示した長期計画。
- 福岡県障害者長期計画
障害者基本法第11条第2項に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2015年度(平成27年度)から2020年度(平成32年度)の6年間の計画期間として策定した計画。
- 福岡県障害者福祉計画
障害者総合支援法第89条に基づき、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るために策定した計画。
- 福岡県青少年健全育成総合計画
福岡県の青少年健全育成のための広範多岐にわたる青少年関連施策を体系づけ、施策推進の基本方針を明らかにした総合的な計画。
- 福岡県男女共同参画計画
男女共同参画社会基本法、福岡県男女共同参画推進条例に基づき、2000年(平成12年)に策定された、福岡県の男女共同参画推進に係る2001年度(平成13年度)から2005年度(平成17年度)までの5年間の期間としており、現在は第4次福岡県男女共同参画計画(2016年度(平成28年度)～2020年度(平成32年度))期間中。
- 福岡県70歳現役応援センター
高齢者の就業や社会参加を促進するための総合的な支援拠点。
- 福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、2006年(平成18年)に策定したDVの防止及び被害者の保護に関する基本方針及び施策の実施内容について定める計画であり、現在は第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2016年度(平成28年度)～2020年度(平成32年度))を策定。
- 福岡県犯罪被害者等支援に関する取組指針
犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策に関し、県の基本方針を明らかにし、その目指す方向を県民に示すとともに、県の取組みを体系的に整理し、個々の施策を相互に連携させ適切かつ総合的に機能させることを目的として、2013年(平成25年)に県が策定した指針。
- ふくおか子ども・子育て応援総合プラン
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画であるとともに、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備など次世代支援対策の実施に関する計画であり、2015年度(平成27年度)から2019年度(平成31年度)までの5か年を期間としている。

- ふくおか未来人材育成ビジョン(福岡県教育大綱)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、2015年度(平成27年度)に策定した福岡県の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱。
- 部落差別の解消の推進に関する法律
2016年(平成28年)に施行された法律。現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であるとし、国民一人ひとりの理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的としている。
相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定している。
また、国会において、「教育・啓発により新たな差別を生むことがないように留意すること」等の附帯決議が付されている。
- 部落地名総鑑事件
1975年(昭和50年)に発覚し、1985年(昭和60年)までに9種類約220冊をこえる差別図書が、「人事極秘、部落地名総鑑」等の書名で企業等に販売された事件。この事件をきっかけに、同和問題解決のための企業の社会的責任が求められるようになり、公正採用選考の取組み等が進められた。
- 法定雇用率
障害者の雇用の促進等に関する法律の第43条に基づき定められた、各事業主がその雇用する労働者のうち障がいのある人を雇用しなければならない割合。
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)
2016年(平成28年)に施行された法律。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本施策として、相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動の推進について定めている。

ラ 行

- 隣保館
地域の福祉向上や人権啓発を推進し、住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして市町村が設置し運営する施設。
生活上の各種相談や人権課題解決のための各種事業を行っている。
- 労働者の募集に関する指針
職業安定法第48条の規定に基づき、1999年(平成11年)に公表された「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取り扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」の略称。

人権関係年表

	世 界(国 連)	日 本
1945年 (昭和20年)	○「国際連合」設立	
1946年 (昭和21年)	○国連人権委員会の設置	○「日本国憲法」公布
1947年 (昭和22年)		○「教育基本法」制定 ○「学校教育法」制定 ○「労働基準法」制定 ○「児童福祉法」制定
1948年 (昭和23年)	○「世界人権宣言」採択	
1949年 (昭和24年)	○「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	○「身体障害者福祉法」制定 ○「人権擁護委員法」制定
1950年 (昭和25年)		○「生活保護法」施行
1951年 (昭和26年)		○「児童憲章」制定
1953年 (昭和28年)	○「婦人の参政権に関する条約」採択	
1955年 (昭和30年)		○「婦人の参政権に関する条約」批准
1956年 (昭和31年)		○「国際連合」加盟
1958年 (昭和33年)		○「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准
1959年 (昭和34年)	○「児童の権利に関する宣言」採択	
1960年 (昭和35年)		○「知的障害者福祉法」制定 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)制定 ○「同和対策審議会設置法」制定
1963年 (昭和38年)		○「老人福祉法」制定

	世界(国連)	日本
1964年 (昭和39年)		○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 制定
1965年 (昭和40年)	○「あらゆる形態の人種差別撤廃に 関する国際条約」(人種差別撤廃 条約)採択	○同和対策審議会答申 (同和地区に関する社会的及び経済的 諸問題を解決するための基本方針)
1966年 (昭和41年)	○「経済的、社会的及び文化的権利 に関する国際規約」(社会権規約 /A規約)、「市民的及び政治的権 利に関する国際規約」(自由権規 約/B規約)採択	
1969年 (昭和44年)		○「同和対策事業特別措置法」(同対法) 制定
1970年 (昭和45年)		○「心身障害者対策基本法」制定
1971年 (昭和46年)		○「中高年齢者等の雇用の促進に関する 特別措置法」制定
1972年 (昭和47年)		○「勤労婦人福祉法」制定
1973年 (昭和48年)	○「アパルト犯罪の抑圧及び処罰に 関する国際条約」採択	
1975年 (昭和50年)	○「障害者の権利に関する宣言」 採択	
1976年 (昭和51年)	○「国連婦人の10年」開始	
1979年 (昭和54年)	○「女子に対するあらゆる形態の差 別の撤廃に関する条約」(女子差 別撤廃条約)採択	○「経済的、社会的及び文化的権利に関 する国際規約」(社会権規約/A規約)、 「市民的及び政治的権利に関する国際 規約」(自由権規約/B規約)批准
1980年 (昭和55年)		○「犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法律」 制定
1982年 (昭和57年)	○「国連障害者の10年宣言」採択	○「地域改善対策特別措置法」(地対法) 制定 ○「障害者対策に関する長期行動計画」 策定

	世界(国連)	日本
1984年 (昭和59年)	○「拷問及び他の残虐な非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択	○地域改善対策協議会意見具申「今後における啓発活動のあり方について」
1985年 (昭和60年)	○「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)批准 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)制定(※「勤労婦人福祉法」の改正)
1986年 (昭和61年)		○「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」制定(※「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」の改正)
1987年 (昭和62年)		○「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)制定
1989年 (平成元年)	○「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択	○「高齢者保健福祉推進10か年戦略」(ゴールドプラン)策定 ○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法)制定
1991年 (平成3年)	○「高齢者のための国連原則」採択	
1993年 (平成5年)	○国連人権高等弁務官の新設	○「障害者基本法」制定(※「心身障害者対策基本法」の改正)
1994年 (平成6年)	○「人権教育のための国連10年宣言」採択	○「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)批准 ○「新高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略」(新ゴールドプラン)策定
1995年 (平成7年)	○「人権教育のための国連10年」開始	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)批准 ○「高齢社会対策基本法」制定 ○「障害者プラン」策定

	世界(国連)	日本
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「人権擁護施策推進法」制定 ○「らい予防法の廃止に関する法律」制定 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)制定 ○「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」制定(※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の改正)
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」制定 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」制定(※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」の改正) ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)制定 ○「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」制定

	世 界(国 連)	日 本
2000年 (平成12年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)制定 ○「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)制定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)制定 ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)制定 ○「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)制定 ○「高齢者の居住の安定確保等に関する法律」制定 ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)制定
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ○「新子どもプラン」策定 ○「障害者基本計画」策定 ○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」制定 ○「北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律」制定

	世界(国連)	日本
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「個人情報の保護に関する法律」制定 ○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)制定 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」制定
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育のための世界計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ ○「発達障害者支援法」制定 ○「犯罪被害者等基本法」制定
2005年 (平成17年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者自立支援法」制定 ○「高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)制定 ○「犯罪被害者等基本計画」策定
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権理事会」設立決議を採択 ○「障害者の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ ○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」制定 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)制定 ○「自殺対策基本法」制定
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」制定

	世 界(国 連)	日 本
2008年 (平成20年)	○国連人権理事会における「ハンセン病差別撤廃決議」採択	○「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ ○「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院採択 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)制定
2009年 (平成21年)		○「子ども・若者育成支援推進法」制定
2010年 (平成22年)	○国連総会における「ハンセン病差別撤廃決議」採択	
2011年 (平成23年)	○「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」設置 ○「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)制定
2012年 (平成24年)		○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)制定(※「障害者自立支援法」の改正)
2013年 (平成25年)		○「生活困窮者自立支援法」制定 ○「いじめ防止対策推進法」制定 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)制定
2014年 (平成26年)		○「障害者の権利に関する条約」批准 ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)制定

	世界(国連)	日本
2015年 (平成27年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)制定 ○「子ども・子育て支援新制度」開始
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ハイトスピーチ解消法)制定 ○「部落差別の解消の推進に関する法律」制定

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも

受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ 家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行なわなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を

受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は

刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画

平成 14 年 3 月 15 日閣議決定（策定）

平成 23 年 4 月 1 日閣議決定（変更）

第 1 章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号，同年 12 月 6 日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 7 条の規定に基づき，人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，策定するものである。

我が国では，すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で，人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など，これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが，今日においても，生命・身体の安全にかかわる事象や，社会的身分，門地，人種，民族，信条，性別，障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また，我が国社会の国際化，情報化，高齢化等の進展に伴って，人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され，相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには，国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり，そのために行われる人権教育・啓発の重要性については，これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は，本基本計画に基づき，人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け，人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては，まず，「人権教育のための国連 10 年」に関する取組を挙げることができる。すなわち，平成 6 年（1994 年）12 月の国連総会において，平成 7 年（1995 年から平成 16 年（2004 年）までの 10 年を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されたことを受けて，政府は，平成 7 年 12 月 15 日の閣議決定により，内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し，平成 9 年 7 月 4 日，「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（以下「国連 10 年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また，平成 8 年 12 月には，人権擁護施策推進法が 5 年間の時限立法として制定され（平成 8 年法律第 120 号，平成 9 年 3 月 25 日施行），人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに，これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため，法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は，法務大臣，文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき，「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について，2 年余の調査審議を経た後，平成 11 年 7 月

29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメデ

メディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教

育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実が図られることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に

準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント

的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。

具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々 of 社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開して

いるところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化するこ

とが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そも

そも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等にに応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、

人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げるができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第 14 条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第 24 条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め、これに続く 1976 年から 1985 年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979 年に女子差別撤廃条約が採択（1981 年発効、我が国の批准 1985 年）され、1993 年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）が制定され、平成 12 年 12 月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組

を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。(全府省庁)

- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。(全府省庁)
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施

する。(法務省)

- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成 12 年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐることは、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成 11 年法律第 52 号）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普

及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法の本質に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実に努める。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切に育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施

する。(法務省)

- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年(平成11年)を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱(平成8年7月閣議決定)を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高

揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。(厚生労働省)
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的な人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、1993年から2002年までの10年を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど

障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。(厚生労働省)

- ⑤ 精神障害者に対する差別，偏見の是正のため，ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し，精神障害者の人権擁護のため，精神保健指定医，精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。(厚生労働省)
- ⑥ 障害者に関しては，雇用差別，財産侵害，施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため，「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

(5) 同和問題

同和問題は，我が国固有の重大な人権問題であり，その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため，政府は，これまで各種の取組を展開してきており，特に戦後は，3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果，同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ，ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており，物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み，差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって，同和問題に関する国民の差別意識は，「着実に解消に向けて進んでいる」が，「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)ことから，現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか，教育，就職，産業等の面での問題等がある。また，同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど，深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については，平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し，今後の施策二一ズには，他の地域と同様に，地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって，今後はその中で対応が図られることとなるが，同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については，平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し，これまでの同和問題に関する教育・啓発

活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省，法務省）
- ② 学校，家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し，学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し，同和問題の早期解決を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立を図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して，人権尊重の理念を広く普及させ，その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が，農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を，農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては，地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき，周辺地域を含めた地域社会全体の中で，福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い，更なる啓発活動を推進する。また，地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも，積極的な連携を図る。（厚生労働省，文部科学省）
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け，啓発等の取組を推進する。（法務省ほか関係省庁）
- ⑨ 同和問題に関しては，結婚や就職等における差別，差別落書き，インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省、国土交通省）
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。（文部科学省）
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。（厚生労働省）
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人

権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解

決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)

- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布，各種の広報活動，ハンセン病資料館の運営等を通じて，ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより，ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し，ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても，啓発資料の適切な活用を図る。（法務省，厚生労働省，文部科学省）
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては，入居拒否，日常生活における差別や嫌がらせ，社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に，ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い，入所者の気持ちを理解し，少しでも心の傷が癒されるように努める。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては，本人に真しな更生の意欲がある場合であっても，国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり，就職に際しての差別や住居等の確保の困難など，社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し，社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには，本人の強い更生意欲とともに，家族，職場，地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから，刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し，その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時，我が国では，犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており，犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては，平成 12 年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定，刑事訴訟法や検察審査会法，少年法の改正等一連の法的措置によって，司法手続における改善が図られたほか，平成 13 年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり，今後，こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほか、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10

月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題

状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国 10 年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約 14,000 名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成 12 年 9 月 25 日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活

動ネットワーク協議会」(人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている)は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や(財)人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている(財)人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点(例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど)からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そ

のための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

(財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財) 人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できること

から、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等 IT 関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に

じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」(人権教育・啓発推進法第9条)との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書(白書)の作成・公表等を通じて、前年の人権教育・啓発に関する施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

福岡県人権施策推進懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するために、県が取り組むべき人権施策の基本的方向や施策の在り方等について広く意見を求めるため、福岡県人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、必要な意見陳述又は提言を行う。
(1) 人権施策の基本的な方向や施策の在り方に関すること。
(2) その他人権施策推進に関すること。

(組 織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、人権問題に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会には会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
2 会長は、懇話会の会議を主宰する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第7条 懇話会は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。
2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第8条 懇話会に、専門の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶 務)

第9条 懇話会の庶務は、福祉労働部人権・同和対策局調整課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

福岡県人権施策推進懇話会委員名簿

平成29年6月3日現在

区分	氏名	現職名
会長	稲積 謙次郎	元西日本新聞編集局長
副会長	河嶋 静代	北九州市立大学文学部教授 特定非営利活動法人チャイルドライン北九州理事長
〃	谷口 研二	公益社団法人福岡県人権研究所事務長
委員	内田 博文	全国人権擁護委員連合会会長 九州大学名誉教授
〃	江崎 美津子	公益社団法人福岡県青少年育成県民会議 健全育成部会委員
〃	大川 絹代	NPO法人 地域生活支援センターForza(ふおるつあ) 理事
〃	鎌田 哲郎	福岡県公立高等学校長協会人権・同和教育委員会委員長 (福岡県立城南高等学校校長)
〃	倉富 史枝	NPO法人福岡ジェンダー研究所理事兼研究員
〃	為永 和博	福岡県企業同和问题推進連絡会会長 (株式会社福岡銀行執行役員人事部長)
〃	辻 麻理子	独立行政法人国立病院機構九州医療センター 心理療法士室長
〃	永原 譲太郎	福岡県PTA連合会会長
〃	野口 照代	小さな国際交流の会代表 福岡県国際関係団体(FUKU-NET)会長
〃	野依 智子	公立大学法人福岡女子大学国際文理学部教授
〃	橋田 敏弘	福岡県私学協会人権・同和教育委員会委員長 (私立福智高等学校校長)
〃	原口 孝博	福岡市立堅粕人権のまちづくり館前館長
〃	本郷 秀和	公立大学法人福岡県立大学人間社会学部教授
〃	村田 泰彦	福岡県公立小中学校長人権・同和教育研究会会長 (豊前市立八屋小学校校長)
〃	柳 優香	弁護士

福岡県人権教育・啓発施策策定会議設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発に関し、緊密な連絡調整を行い、もって総合的かつ効果的な施策を策定するため、「福岡県人権教育・啓発施策策定会議」(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 人権施策の総合的な調整・企画に関すること。
(2) 人権施策の策定・推進に関すること。
(3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 策定会議は、議長及び委員をもって組織する。
2 議長は、副知事とする。
3 委員は、別表第1の職に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定会議は、議長が招集し、主宰する。
2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 策定会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
3 幹事長は、人権・同和对策局調整課長とする。
4 幹事は、別表第2の職に掲げる者をもって充てる。
5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
6 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指定する幹事がその職務を代理する。

(検討部会)

第6条 策定会議の審議事項のうち、専門的事項の検討及び調整を行うため検討部会を設置する。
2 検討部会の設置及び運営に関しては、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、福祉労働部人権・同和对策局調整課において処理する。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表第1)

福岡県人権教育・啓発施策策定会議

議長	副 知 事
委員	総 務 部 長
//	企画・地域振興部長
//	人づくり・県民生活部長
//	保健医療介護部長
//	福祉労働部長
//	環 境 部 長
//	商 工 部 長
//	農 林 水 産 部 長
//	県 土 整 備 部 長
//	建 築 都 市 部 長
//	企 業 管 理 者
//	教 育 長
//	警 察 本 部 総 務 部 長
//	人 権 ・ 同 和 対 策 局 長

(別表第2)

福岡県人権教育・啓発施策策定会議幹事会

所 属	幹 事
総 務 部	行政経営企画課長
企画・地域振興部	総合政策課長
人づくり・県民生活部	社会活動推進課長
保健医療介護部	保健医療介護総務課長
福祉労働部	福祉総務課長
	人権・同和対策局調整課長
環 境 部	環境政策課長
商 工 部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備総務課長
建築都市部	建築都市総務課長
企 業 局	管理課長
教 育 庁	総務課長
警 察 本 部	総務課長



福岡県

福岡県人権教育・啓発基本指針

発行日／平成30年3月
編集／福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL 092-643-3325 FAX 092-643-3326
E-mail:chosei@pref.fukuoka.lg.jp

平成30年3月発行
福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

福岡県行政資料	
分類記号 HH	所属コード 4620100
登録年度 29	登録番号 0003